
第 1 期 福島町障がい福祉プラン

【令和 6 年度～令和 11 年度】

福 島 町

「障がい者」等の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度や施設等の名称」や「組織」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記しております。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 他計画との関連	3
4 計画の期間及び内容	3

第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人の現状	4
2 障がい福祉サービス等の利用状況	9
3 アンケート調査からみる現状	12

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	15
2 基本目標	15
3 計画の体系	17

第4章 障がい者福祉計画

基本目標1 共生社会の理解を深めるために	18
基本目標2 住み慣れた地域で生活するために	19
基本目標3 個人に応じた教育・療育を進めるために	20
基本目標4 自分らしく地域で活動するために	21
基本目標5 安全・安心に暮らすために	22

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画の目的	23
2 計画の位置付け	23
3 障がい福祉計画の対象となるサービスの構成	24
4 基本指針	25

第6章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標と実績

1 数値目標設定の趣旨	26
2 国の基本指針に定める目標	26
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行	26
（2）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	27

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の整備	27
（４）福祉施設から一般就労への移行	28
（５）障がい児支援の提供体制の整備等	29
（６）相談支援体制の充実・強化等	30

第7章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量	31
（１）訪問系・短期入所サービス	31
（２）日中活動系サービス	32
（３）居住系サービス	34
（４）相談支援	34
（５）障がい児通所支援等（児童発達支援、障害児相談支援）	35
（６）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
2 地域生活支援事業のサービス見込量	38
（１）成年後見制度利用支援事業	39
（２）意志疎通支援事業	39
（３）日常生活用具給付等事業	39
（４）移動支援事業	39
（５）日中一時支援事業	39
（６）地域活動支援センター事業	39
3 その他障がい福祉サービスの見込量等	40
（１）重度心身障がい者医療費助成事業	40
（２）重度心身障がい者等タクシー料金助成事業	40

第8章 計画の推進に向けて

1 関係機関との連携	41
2 計画の点検・評価	41

参考資料

障がい福祉に係る計画の策定に向けたアンケート調査結果	43
----------------------------------	----

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

福島町では、障害者基本法の考え方に基づき、「福島町障がい者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の基、障がい者施策を進めてきました。

国においては、平成 14 年に「障害者基本計画」が策定され、長年続いていた措置制度に代わり、平成 15 年には「支援費制度」の導入、そして平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行され、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。さらに平成 25 年には「障害者自立支援法」を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）が制定され、難病患者を含めた障がい者を総合的に支援する体制を確立し、現在に至ります。

福島町では、「障がい者福祉計画（第 3 期）」及び「障がい福祉計画（第 6 期）」並びに「障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定し、障がい者福祉施策を推進してきましたが、計画期間が令和 5 年度末をもって終了となります。

北海道においては、令和 6 年度より「北海道障がい者基本計画（第 3 期）」及び「北海道障がい福祉計画（第 7 期）」の統合が予定されていることから、障害のある方の実態やニーズに即した施策を一体的に推進するため、町においても 3 計画を統合し、「第 1 期福島町障がい福祉プラン」を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条 3 項の規定による「障がい者計画」や、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定されている「障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定されている「障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画であり、福島町における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

策定に当たっては、国や北海道の障がい計画と、それらの策定時の基本指針に基づき、基本的には前計画を継承し、必要な施策を着実に推進していきます。

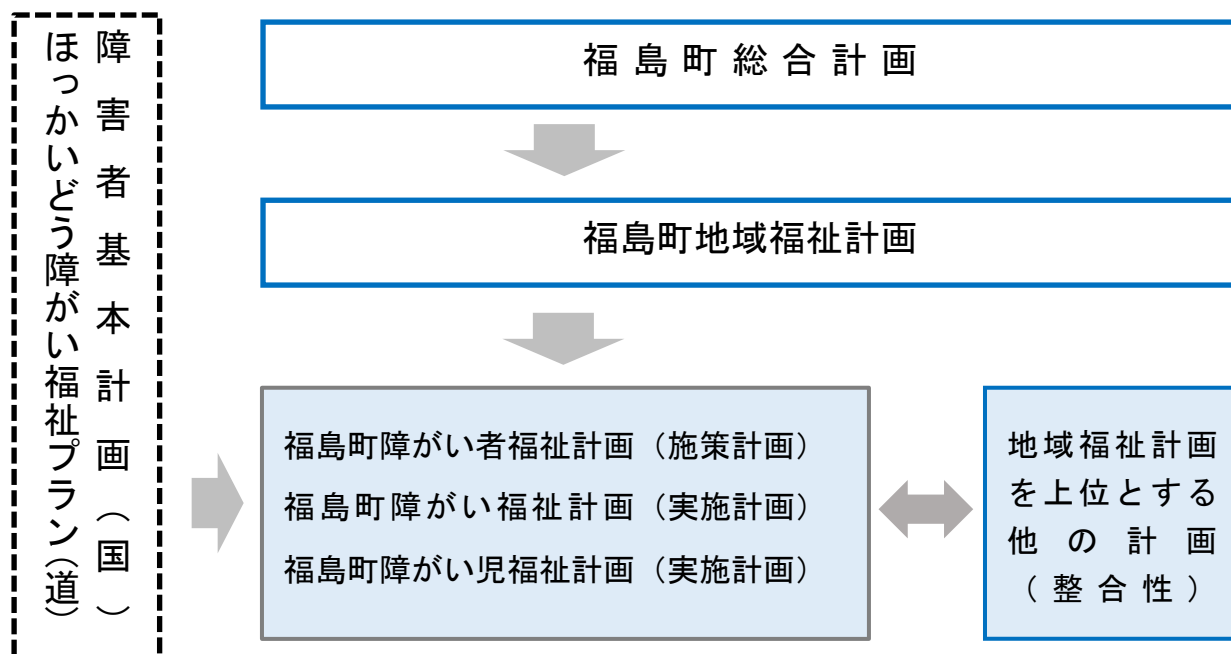
区 分	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
所管官庁	内閣府	厚生労働省	
計画の趣旨	市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係する事項を規定	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活相談支援事業の提供体制に係る目標や見込量等を規定	障がい児通所支援や障害児等の提供体制に係る目標や見込量等を規定

障がい福祉施策に関する主な法律の施行等

年 月		障がい福祉施策の動向
平成 15 (2003) 年	4 月	・ 支援費制度の発足
平成 18 (2006) 年	4 月	・ 障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体への市町村への一元化)
	12 月	・ バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障がいのある人等の円滑化等)
平成 22 (2010) 年	12 月	・ 改正障害者自立支援法の施行 (発達障がいも障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化)
平成 23 (2011) 年	8 月	・ 改正障害者基本法の施行 (障がいのある人の定義の見直し、差別の禁止)
平成 24 (2012) 年	10 月	・ 障害者虐待防止法の施行 (障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律)
平成 25 (2013) 年	4 月	・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行 (国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る)
		・ 障害者総合支援法の施行 (障がい者の範囲に難病患者を対象として追加、ケアホームのグループホームへの一元化、地域生活支援事業の追加等)
平成 28 (2016) 年	4 月	・ 障害者差別解消法の施行 (障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等) ・ 障害者雇用促進法の施行 (雇用分野での障がい者差別禁止法、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加える)
令和 6 (2024) 年	4 月	・ 障害者総合支援法等の改正 (地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援・障がい者雇用の質の向上の推進等)

3 他計画との関連

本計画は、福島町のまちづくりの方向性を示す「福島町総合計画」、地域福祉の上位計画である「地域福祉計画」やその他の関係計画との整合性を図りながら策定するものです。



4 計画の期間及び内容

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの3年間とします。

障がい者計画の計画期間は、中期的な計画として定めるため、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と整合性を図るため、3年目に見直しを行います。

H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
						「第1期障がい福祉プラン」として統合					
第3期障がい者福祉計画						第4期障がい者福祉計画					
第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画					
第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画		第4期障がい児福祉計画					

第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人の現状

町の各障害者手帳の交付状況は、身体障害者手帳においては減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。

なお、北海道全体では、人口に対する障害者手帳の所持者の割合は、高齢化等の影響により、年々増加傾向にあります。また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

各障害者手帳所持者の推移

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町人口	4,053	3,915	3,797	3,629	3,514
身体障害者手帳	286	269	260	250	239
18歳以上	285	267	258	248	237
18歳未満	1	2	2	2	2
町人口に対する所持割合	7.1%	6.9%	6.8%	6.9%	6.8%
療育手帳	57	56	55	54	54
18歳以上	48	48	48	46	48
18歳未満	9	8	7	8	6
町人口に対する所持割合	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%
精神障害者保健福祉手帳	34	28	29	28	25
18歳以上	34	28	29	28	25
18歳未満	0	0	0	0	0
町人口に対する所持割合	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%
町人口に対する所持割合 （全手帳）	9.3%	9.0%	9.1%	9.1%	9.0%

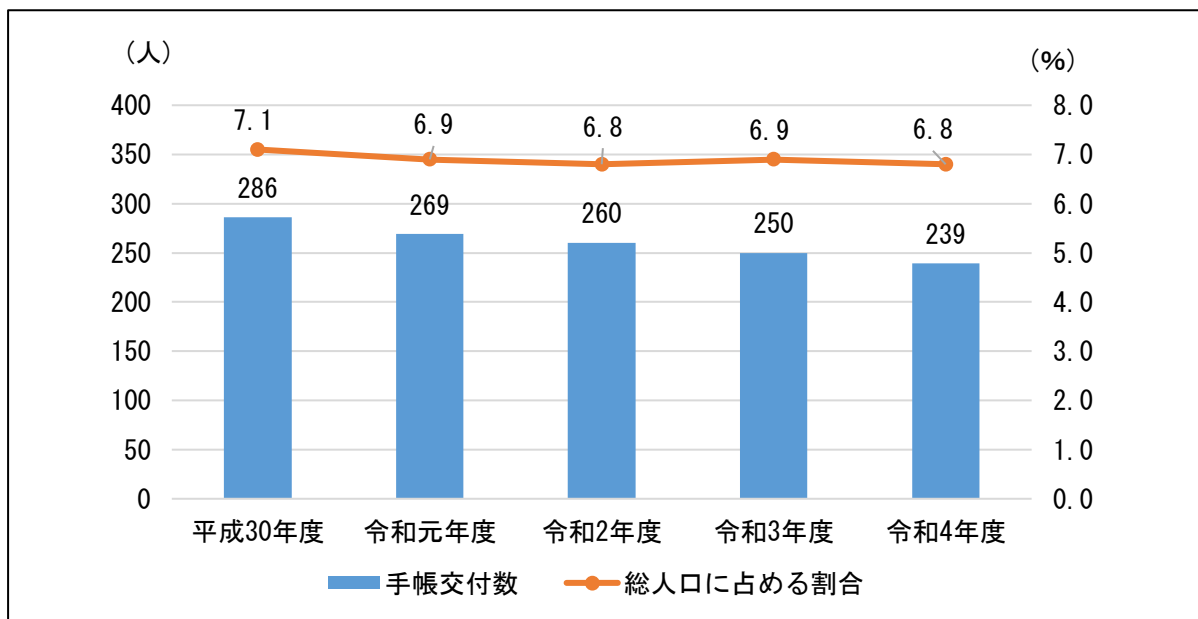
※各障害者手帳所持数には、福島町が援護者となっている町外施設入所者等も含まれます。

(1) 身体障がい

身体障がい者（児）の障がいの等級別を見ると、等級ごとの割合に大きな変動はありませんが、各年度とも1級・2級の重度障がいに区分される方が、全体のほぼ半数を占めている状況にあります。

なお、障がいの種類別では、種類ごとの割合に大きな変動はありませんが、各年度とも下肢障害者の割合が最も多く、手帳所持者全体の約40%を占め、次いで上肢障害・心臓機能障害・聴覚障害の順となっております。

身体障害者手帳交付数の推移



障がいの等級別 身体障害者手帳交付数の推移

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	79 27.6%	78 29.0%	74 28.5%	73 29.2%	69 28.9%
2 級	47 16.4%	45 16.7%	44 16.9%	41 16.4%	35 14.6%
3 級	49 17.1%	44 16.4%	43 16.5%	40 16.0%	36 15.1%
4 級	70 24.5%	65 24.2%	62 23.9%	60 24.0%	62 25.9%
5 級	22 7.7%	21 7.8%	20 7.7%	20 8.0%	20 8.4%
6 級	19 6.7%	16 5.9%	17 6.5%	16 6.4%	17 7.1%
計	286	269	260	250	239

障がいの種類別 身体障害者手帳交付数の推移

各年度３月３１日現在（単位：人）

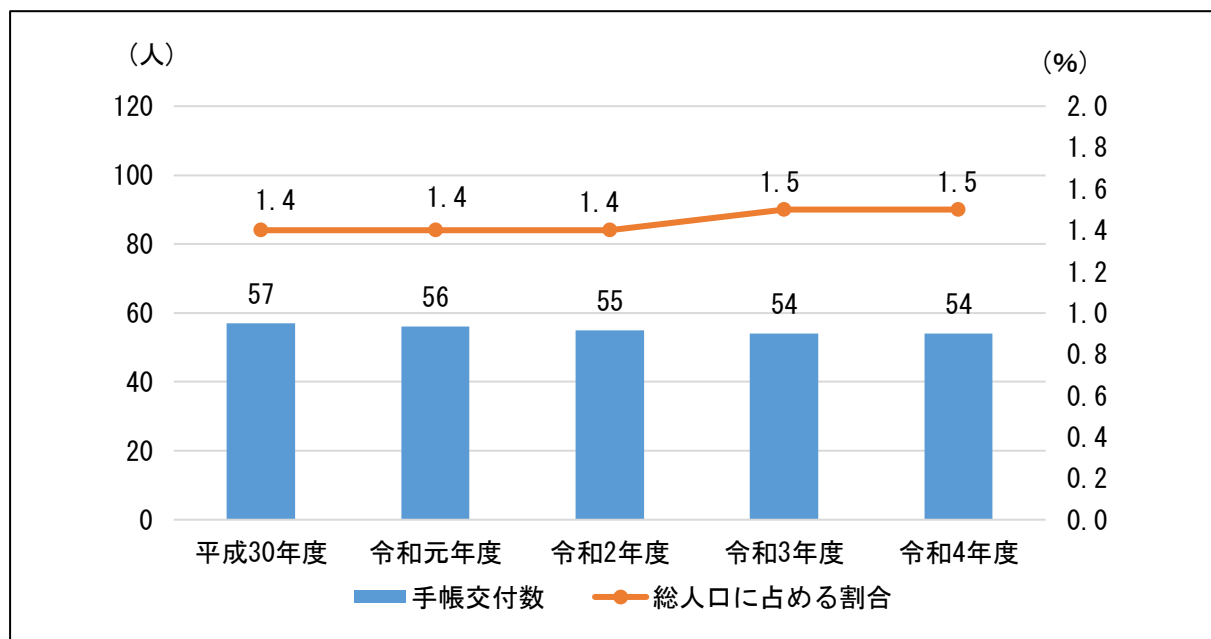
区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害		14	11	9	8	7
		4.9%	4.1%	3.5%	3.2%	2.9%
機能障害 聴覚・平衡	聴覚	21	20	22	23	23
		7.3%	7.4%	8.5%	9.2%	9.6%
	平衡機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
音声・言語・そしゃく機能		4	3	1	1	1
		1.4%	1.1%	0.4%	0.4%	0.4%
肢体不自由障害	上肢	49	48	47	43	42
		17.1%	17.9%	18.1%	17.2%	17.6%
	下肢	113	107	104	100	92
		39.5%	39.8%	40.0%	40.0%	38.5%
	体幹	15	12	12	11	10
		5.3%	4.5%	4.6%	4.4%	4.2%
運動機能障害	上肢機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	移動機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内部障害	心臓機能	50	46	42	43	42
		17.5%	17.1%	16.1%	17.2%	17.6%
	じん臓機能	10	13	13	14	13
		3.5%	4.8%	5.0%	5.6%	5.4%
	呼吸器機能	2	2	3	3	3
		0.7%	0.7%	1.1%	1.2%	1.3%
	ぼうこう・直腸機能	8	7	7	4	6
		2.8%	2.6%	2.7%	1.6%	2.5%
	小腸機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	免疫機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	肝臓機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計		286	269	260	250	239

(2) 知的障がい

知的障がい者（児）の状況は、療育手帳を所持している人は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。また、等級別の所持割合については同程度となっております。

なお、所持者の半数以上は、町外の障がい者支援施設等を利用している状況です。

療育手帳交付数の推移



障がいの等級別 療育手帳交付数の推移

各年度 3月31日現在 (単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A (最重度・重度)	28	29	29	27	27
	49.1%	51.8%	52.7%	50.0%	50.0%
B (中度・軽度)	29	27	26	27	27
	50.9%	48.2%	47.3%	50.0%	50.0%
計	57	56	55	54	54

【参考】北海道の各障害者手帳交付状況（令和4年度末）

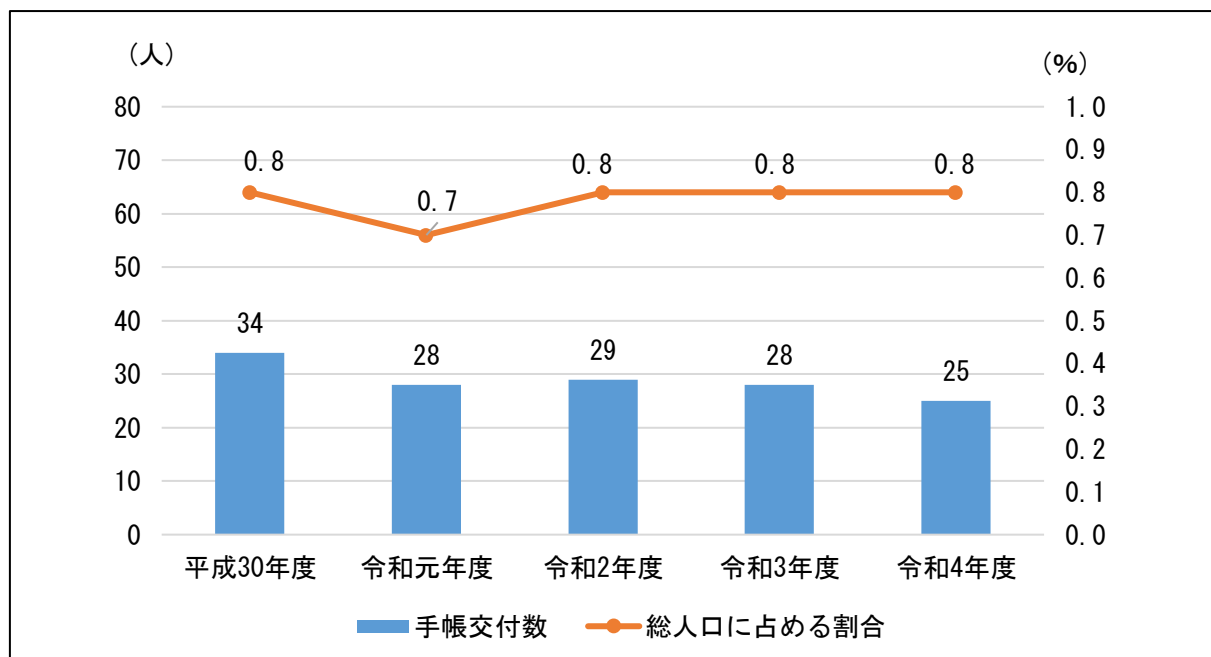
- ・身体障害者手帳手帳手帳 290,155 人
- ・療育手帳手帳手帳手帳 68,501 人
- ・精神障害者保健福祉手帳 56,916 人

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、年々減少傾向にあります。なお、等級別の所有割合では2級が約80%を占めております。

また、精神障がいに関連する自立支援医療（精神通院）の受給者についても、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しております。

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



障がいの等級別 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	3	2	1	2	2
	8.8%	7.1%	3.5%	7.1%	8.0%
2 級	26	22	23	22	20
	76.5%	78.6%	79.3%	78.6%	80.0%
3 級	5	4	5	4	3
	14.7%	14.3%	17.2%	14.3%	12.0%
計	34	28	29	28	25

自立支援医療（精神通院）受給者数

各年度3月31日現在（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
継 続	53	51	39	54	50
新 規	5	3	1	2	6
計	58	54	40	56	56

2 障がい福祉サービス等の利用状況

福島町第6期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等（自立支援給付費、地域生活支援事業）の利用実績については、以下のとおりとなっております。

当町における障がい福祉サービス利用者は、ほぼ横ばいで推移しております。（令和5年度は見込となっております。）

なお、日中一時支援事業やタクシー助成事業などの展開により、障がい者の日中活動の機会の拡充が図られております。

（1）障がい福祉サービスの利用状況〔介護給付費・訓練等給付費・相談支援給付費〕

サービス区分		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問系・短期入所	居宅介護	人/月	1	0	1	0	1	0
		時間/月	8	0	8	0	8	0
	重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	短期入所	人/月	1	0	1	0	1	0
		日/月	8	0	8	0	8	0
	療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5
	生活介護	人/月	25	27	26	26	26	26
	自立支援（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	自立支援（生活訓練）	人/月	0	1	0	1	0	1
	就労移行支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	就労継続支援（A型）	人/月	1	0	1	0	2	0
	就労継続支援（B型）	人/月	9	7	10	7	10	7
	就労定着支援	人/月	0	0	0	0	1	0
居住系	自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	人/月	21	22	22	19	23	18
	施設入所支援	人/月	18	18	17	18	16	17
相談支援	計画相談支援	人/月	4	4	4	5	4	5
	地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

(2) 障がい福祉サービス決定者の状況

令和6年2月1日現在（単位：人）

サービス区分		決定者数	施設内訳
日中活動系	療養介護	5	北海道医療センター1、国立函館病院 4
	生活介護	27	よつば学園 2、函館青年寮 1、侑ハウス 1、 函館リハビリセンター3、ふじの学園 1、明生園 1、 ワークショップまるやま荘 1、星が丘寮 2、侑愛荘 2、 新生園 1、おしま菌床きのこセンター1、 渡島リハビリテーションセンター2（更生部 1、療護部 1）、 生活介護えーる 2、あすなろ新地センター1、あすなろ学園 2、 知内FDセンター2、愛和の里きもべつ 1、みらいサロン 1
	就労継続支援（B型）	9	ラビットファーム 2、コロポックルはこだて 1、 知内FDセンター1、あすなろパン 1、あすなろ新地センター 1、 せたな共同作業所ふれんど 1、うたしの会 1、ジョブハウス未来 1、 ※複数の事業所を利用している者 1 名あり
居住系	共同生活援助（グループホーム）	17	グループホームアガペ 1、クリアコート結 1、 クリアコート凜 1、ピアポート追分 1、 グループホームすみれ 1、サポートはなます 2、 グループホームノエル 1、はらだハイツ 1、 ケアホーム尾山 4、ケアホーム湯ノ里 3、 ふれんどグループホームすみれ 1
	施設入所支援	19	よつば学園 2、函館青年寮 1、侑ハウス 1、 函館リハビリセンター3、ふじの学園 1、明生園 1、 ワークショップまるやま荘 1、星が丘寮 2、侑愛荘 2、 渡島リハビリテーションセンター2（更生部 1、療護部 1）、 あすなろ学園 2、愛和の里きもべつ 1

※複数施設利用者あり

(3) 障がい児福祉サービスの利用状況 [障害児通所給付費・相談支援給付費]

サービス区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援 （児童デイサービス）	人/月	2	0	2	0	2	0
	回/月	3	0	3	0	3	0
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1	0
	回/月	8	4	8	6	8	0
放課後デイサービス	人/月	1	1	2	1	2	1
	回/月	15	11	15	9	15	8
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/年	0	2	0	2	0	2

(4) 地域生活支援事業の利用状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	0	1	0	1	0
意思疎通支援事業	回/年	1	0	1	0	1	0
日常生活用具支給等事業	件/年	112	75	112	96	112	109
移動支援事業	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	18	0	18	0	18	0
日中一時支援事業	人/月	1	0	1	0	1	1
	日/月	6	0	6	0	6	4
地域活動支援センター	人/月	1	0	1	0	1	0

(5) その他障がい福祉サービス等の利用状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
重度心身障がい者医療費助成	人/年	140	129	140	111	140	99
重度心身障がい者タクシー助成	人/年	42	42	45	42	48	42

3 アンケート調査からみる現状

本計画策定にあたり、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料として利用するためアンケート調査を実施しました。

■調査方法

令和6年1月1日現在、福島町在住及び福島町で援護している障がい児者160人を障がい者台帳から単純無作為抽出（抽出率約50%）

■調査期間

令和6年1月15日～令和6年1月31日

■回収状況

区 分	対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	239 人	120 人	60 人	50.0%
知的障がい者	54 人	30 人	10 人	33.3%
精神障がい者	23 人	10 人	4 人	40.0%
全 体	316 人	160 人	74 人	46.3%

アンケート調査結果から、身体・知的・精神の各障がい児者について、次の課題が抽出されました。

（１）生活の課題について

①障がい者の生活状況

障がい者の現在の生活状況と今後希望する生活場所については、身体障がい者において「ひとりで暮らしている」「家族と暮らしている」が8割を占めており、特に知的障がい者においては「グループホーム」・「福祉施設」で暮らしている方が多くいました。

将来暮らしたい場所については、「在宅ケアなどが得られること」「将来的負担の軽減」を希望している方が多く、利用者のニーズに沿った支援が求められます。

②普段の生活の中で困っていること、不安に思っていること

「自分の健康や体力に自信がない」「生活に必要なお金が足りない」「将来的に生活する住まいや施設があるか」など、不安を抱えている方が多くいました。

障がい種別に関係なく、普段の生活で困っていることや不安に思っていることは共通していることが多いということから適切な支援をしていく必要があると考えられます。

③介助（支援者）の課題について

主な介助（支援）者の年齢について、身体障がい者では、65歳以上が多く、高齢化が進む中、介助（支援）者の高齢化も進むことで、生活を支援するサービス等のニーズが高まることが考えられます。

④日常生活や職場で困ったことなどを相談する相手の有無

多くは「家族・親戚」、「友人・知り合い」、「かかりつけの医師や看護師」、「行政機関の相談窓口」などに相談する方が多い状況ですが、相談できるところがないという方も一定数いることから、不安や悩みを一人で抱え込むことのないよう相談窓口の周知やアウトリーチによる問題の早期発見・早期対応が求められます。

（２）外出時の課題について

①外出する際に支障となっていること

外出する際に支障となっていることについて、すべての障がい者に共通して外出する目的が「医療機関へ受診」「買い物」が多いため、利用する交通で「交通手段が利用しにくい」「交通費の負担が大きい」「介助者がいないと外出できない」という方が多くいました。

知的障がい者及び精神障がい者の方で「外出したいと思わない」という方も一定数いることから、交通手段の整備・適切な支援を行うことにより安心して外出ができる地域づくりが求められます。

（３）働くために必要なこと

①働く上での不安や不満

不安や不満について「特に不満はない」が最も多いのに対し、すべての障がい者で共通して「収入が少ない」という不満を抱える方、精神障がい者では自分にあった仕事内容が無い・内容が難しい、人間関係が難しいなどの意思疎通などの面での不安や不満を抱える方がいました。

②就労するでの上での課題について

障がい者の方は特に収入面での充実を求めています。生活していく上で必要なことと踏まえ、職場・社会全体における障がい者への理解を深める取り組み、障がいのある人への就労が支援する取り組みが必要です。

（４）権利擁護について

①障がいがあることで、差別やいやな思いをしたことがあるか

「ない」という人が多数いましたが、依然として差別やいやな思いをしたことがあるという事象が発生している状況があり、特に「病院などの医療機関」「住んでいる地域」で差別事象が発生していることから解消の普及啓発を図るとともに、障がいのある人への理解を深めることが必要です。

成年後見制度については、多くの障がい者の方は「名前は聞いたことがある」「名前も内容も知らない」という状況にあるため、町広報等で周知する必要があります。

(5) 災害時の対応について

①一人で避難できるか、災害時困ること

身体障がい者で高齢の人が多いため、避難は「できない」「わからない」という人が多く、また、災害時避難する時、「自力での避難が難しい」、「避難所で必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」、「避難所生活が難しい」という人が多く、そして避難する際に「緊急時に介助者がいない」という人も多くいました。

災害時にすぐ避難できるよう地域住民が相互に協力し合い、避難場所に薬の確保、医療ケアが受けられる内容の取組等が重要と考えられます。

②災害時の支援体制について

「避難所への誘導」「災害発生との連絡」「災害時の安否確認」などの支援体制を希望する方が多いことから、避難体制や支援を必要とする方の状況把握、地域住民と協力し合い、日頃からの災害に対する地域力を高める取組が重要になると考えられます。

「障がいのある方に配慮した避難所運営・備蓄品の確保・避難所設備」、「一人になれる空間の確保」など、多くの障がい者の方が必要としているため、避難所の体制・設備・支援への取組が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うとともに、障がいのある人もない人も、相互に人権と個性を尊重し、誰もが安心して生活できる共生社会の実現が求められています。

また、福島町地域福祉計画では、「住民一人ひとりのしあわせと町の元気づくり」と定めており、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動できずなを深め、助けられる人の幸せと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を元気にするという福祉のまちづくりを目標としています。

『希望するすべての障がい者が
安心して地域で暮らせる社会の実現』

2 基本目標

(1) 共生社会の理解を深めるために

障がいの有無に関わらず、お互いに支え合っていくことができる共生社会を実現するために、障がいのある人の社会参加が促進され、障がいを理由とした差別や不利益を受けることのないまちづくりを目指します。また、社会福祉協議会、ボランティア団体行政、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していきます。

(2) 住み慣れた地域で生活するために

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要とするサービスを利用できるよう、生活の場の確保に努めるとともに、個々の障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの充実を図ります。また、身近で気軽に相談が受けられる相談体制の充実を図り、地域全体で障がいのある人とその家族を支援します。

(3) 個人に応じた教育・療育を進めるために

保護者が子供の保育所や学校などの就園・就学における悩みや進路に関する不安について、適切な時に適切な相談が受けられる体制づくりの充実に努めます。

一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな保育・教育に努めるとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、障がいの発見から一貫した支援を行える体制づくりに努めます。

(4) 自分らしく地域で活動するために

障がいのある人がその能力や適性に応じて、個々の能力を発揮して働くことにより、経済的に自立し、自己実現を図るとともに社会に貢献できるよう、就労の場や職域の拡大を促進します。また、多様な学習機会や社会参加の機会を提供することで、多くの人とふれあい、こころ豊かに過ごせるよう支援します。

(5) 安全・安心に暮らすために

障がいのある人が安全に安心して生活できるよう、公共的な建物や道路のバリアフリー化に努め、誰もが気軽に外出し、地域で生活できるよう町づくりを進めていきます。

また、防災体制の充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

3 計画の体系

【基本理念】

『希望するすべての障がい者が
安心して地域で暮らせる社会の実現』

【基本目標】

1 共生社会の理解を
深めるために

2 住み慣れた地域で
生活するために

3 個人に応じた教育・療育
を進めるために

4 自分らしく地域で
活動するために

5 安全・安心に暮らす
ために

【施策の方向性】

啓発と交流の充実

啓発活動の推進

交流機会の促進

ボランティア活動の推進

差別を解消するための取組の推進

福祉サービスの充実

予防活動

在宅支援活動

療育と教育の充実

乳幼児期の療育支援

乳幼児期の療育支援

学童期における教育・療育の充実

学童期における療育・教育の充実

支援体制の充実

雇用の促進と就労支援・社会参加の促進

就労に向けた支援の充実

スポーツ・レクリエーション活動への支援

安心・安全なまちづくり

福祉のまちづくり推進

防災・感染症対策の推進

第4章 障がい者福祉計画

基本目標1 共生社会の理解を深めるために

啓発と交流の充実

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も同じような生活ができる地域社会を目指し、障がいのある人の個性と人権が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかし、障がいのある人に対する理解は十分ではない状況となっており、行動の妨げになる施設の構造、情報の収集や発信手段の制限、社会参加の制限などさまざまな課題があります。

町では、これまで関係機関と連携を図りながら、広報啓発をはじめ、障がいのある人や関係団体を支援してきましたが、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、社会的な誤解や偏見を解消するため広報啓発の推進を図り、障がいの有無にかかわらず、思いやりや助け合いの心で支え合い、共に生きるあたたかみのあるまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向性】

（１）啓発活動の推進

- 町広報ふくしまや社会福祉協議会発行の社協だより等を活用し、福祉への理解と認識を深めていきます。
- 手帳交付時に配布する「障害者福祉サービスのご案内」のパンフレットに、各種団体を掲載し、会員の加入促進を図ります。

（２）交流機会の促進

- 町及び社会福祉協議会主催等の各種行事への参加を積極的に促すとともに、障がいのある人とない人が相互理解を深める機会の拡充を図ります。

（３）ボランティア活動の推進

- ボランティア活動に関する情報提供を行い、誰もが気軽にボランティア活動に参加・支援を受けられるようボランティア活動の推進を図ります。

（４）差別を解消するための取組の推進

- 障害者差別解消法について、町広報等で制度の普及・啓発を図るとともに、障害のある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して解決を図ります。

基本目標２ 住み慣れた地域で生活するために

福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病の要因、発症時期は様々であり、障がいの種類、程度についても個々に異なります。

先天的な障がいの場合には、妊娠期における規則正しい生活習慣の相談や啓発及び健康指導により、障がいの発生率の低下が期待できます。乳幼児期については、障がいの早期発見や障がい状況に応じた早期療育が大切であり、子どもの心身の発達・発展段階に応じた対応が必要です。

また、成人の場合には、健康診査や健康相談等の各種保健事業などに加え、生活習慣病が原因で障がいを持つ人が増加していることから、健康の保持や増進についての普及・啓発が大切であり、こころの健康に関する相談体制の充実も重要です。

特に近年は社会構造の変化に伴い、ストレス等を原因としたこころの病が問題になるなど、疾病が多様化・複雑化しています。出来るだけ早期に対応することにより、病状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取り組みが重要です。また、一人ひとりの状況に応じて必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステム作りが求められています。

【施策の方向性】

（１）予防活動

- 生活習慣病を予防するため、各種検診の受診勧奨及び事後指導の充実に努め、早期発見・早期治療に努めます。また、健康相談・健康教育・各種運動教室等の充実に図り、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。

（２）在宅支援活動

- 各種福祉サービスの周知や福祉サービス事業者と連携を図りながら、障がいのある人が安心してサービスを利用できる体制の充実に図ります。

基本目標３ 個人に応じた教育・療育を進めるために

療育と教育の充実

１ 乳幼児期の療育支援

【現状と課題】

障がいのある子どもたちが健やかに成長するためには、障がいの早期発見、障がいの状況に応じた早期療育が大切であり、相談・検診指導など、子どもの心身の発育・発達段階に応じた対応が必要です。そのためには、関係機関と一体となった支援体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

（１）療育相談の充実

- 障がい児の療育や指導については、町と児童相談所などが連携を保ちながら、保護者に対する相談・指導の充実を図ります。

（２）療育機能の充実

- 妊婦から出産後の保健指導及び健康診査を体系的に行い、妊産婦の健康維持に努めます。
- ０歳児から障がいの早期発見・早期治療を行うため、新生児の健康管理の充実に努めるとともに、相談・判定・検査・指導等総合的な療育体制の充実を図ります。

２ 学童期における療育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが、その持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

【施策の方向性】

（１）支援体制の充実

- 障がい児の就学前教育については、保健・福祉・教育が連携して、個々の障がいのケースをよく理解し、その推進に努めてまいります。
- 個々の障がい児の教育ニーズに対応し、最も適切な指導が受けられるよう、教育委員会・保健所、児童相談所など関係機関との連携を図り、障がい児教育の支援体制の充実を図ります。

基本目標 4 自分らしく地域で活動するために

雇用の促進と就労支援・社会参加の促進

1 雇用の促進と就労支援

【現状と課題】

障がいのある人の就労は、地域での自立生活を営むうえでの基本であるとともに、社会参加や生きがいにつながるため重要です。障がいの状況に適した職業能力の開発や職場適応のための訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着まで、一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

障がいに応じた多様な就労形態と、障がいのある人の雇用に対する企業等の理解を深め、少しずつでも受け入れ体制を整えていく必要があります。

【施策の方向性】

- 国及び北海道や労働関係機関と連携して、障がいのある人の雇用と理解について広報・啓発していきます。
- 関係機関等と連携を図りながら、就労の促進、就労の場の確保に努めます。

2 社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活していくためには、芸術や文化、スポーツ活動などの社会参加を積極的に進めていき、参加しやすい環境づくりを行うことが必要です。こうした活動は自分らしい暮らしを営むうえで重要であるとともに、参加を通じて、障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。

【施策の方向性】

- ふれあいスポーツ大会などの各種大会に参加し、障がい者スポーツの普及と社会参加の促進を行います。
- レクリエーションや文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努めます。

基本目標 5 安全・安心に暮らすために

安全・安心なまちづくり

1 福祉のまちづくり推進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で、自立しながら安心して生活していくためには、公共的な建物や道路などの生活環境面でのバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人の安全な暮らしの確保を図ります。

【施策の方向性】

- 多くの町民が利用する公共的な建物について、バリアフリー化の推進を図り、福祉的配慮を推進していきます。

2 防災・感染症対策の推進

【現状と課題】

東日本大震災を契機に、防災に対する関心が高まり、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

感染症の拡大などの非常時に備えることが求められます。

【施策の方向性】

- 町内会や民生委員等関係機関と、日頃から災害時における自力避難が困難な災害時要援護者に対する日常的な見守りや災害時における支援体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携しながら、感染症の流行時に必要な感染症対策や障がいサービスの提供が行えるよう取り組みます。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画の目的

「福島町第7期障がい福祉計画」及び「福島町第3期障がい児福祉計画」は、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるように、前計画の実施状況等を踏まえ、国の定めた基本的な指針及び北海道の方針に基づき、令和8年度末に向けて数値目標を設定し、サービス見込量や提供体制の確保方法等について定めるものです。

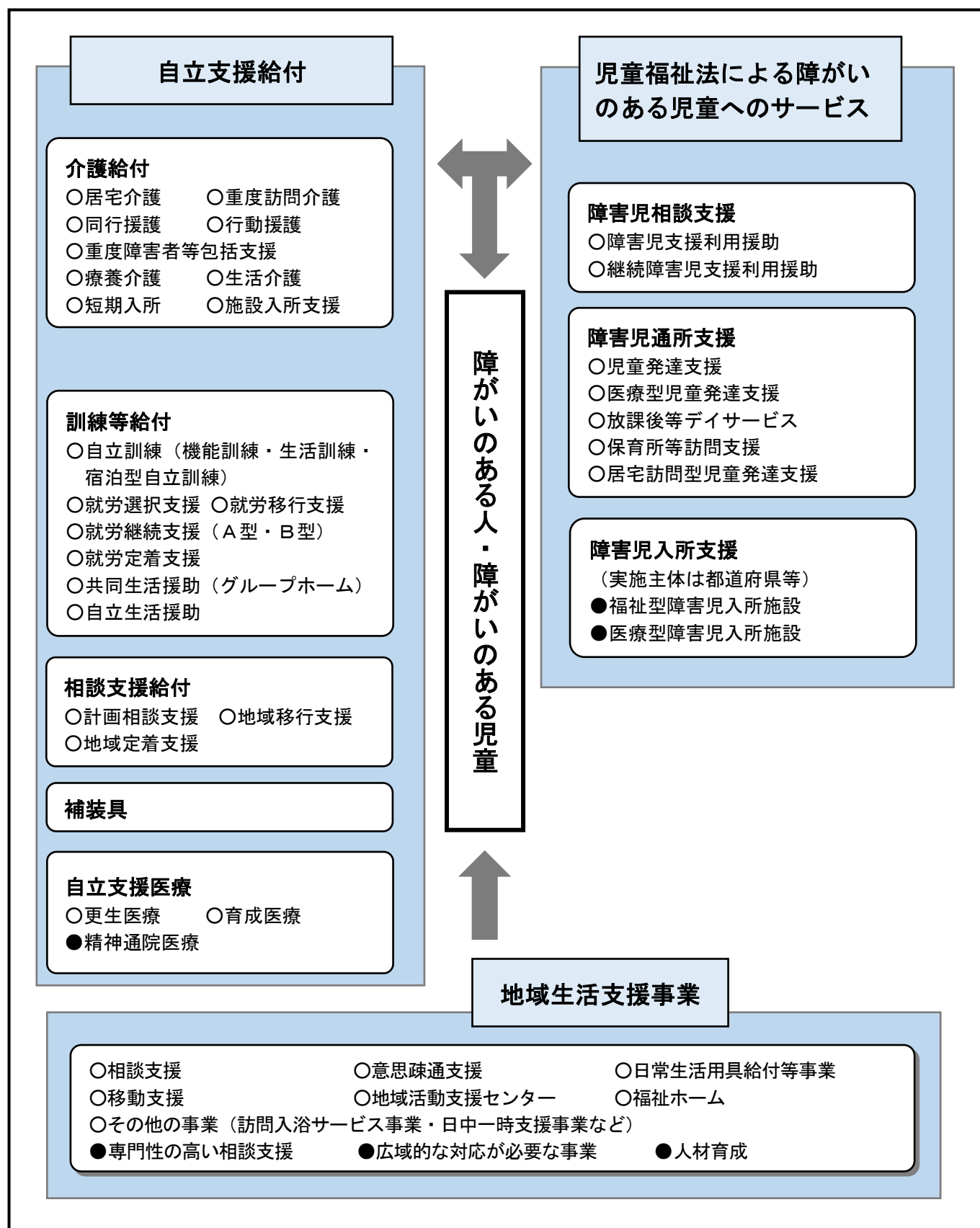
2 計画の位置づけ

「福島町第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画であり、障害者福祉計画の中の実施計画的な位置づけとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

また、「福島町第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画であり、障がいのある児童に対しライフサイクル全体を通じた支援の推進のため、福島町第7期障がい福祉計画と一体のものとして定めるものです。

3 障がい福祉計画の対象となるサービスの構成

障がいのある人・障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のとおりです。



○市町村実施事業 ●都道府県実施事業

4 基本指針

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、国から示された主な基本指針は次のとおりです。

【基本的理念】

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保証
- ②希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保証
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進推進

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障害のある人等に対する支援
- ④協議会の設置

【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

第6章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標と実績

1 数値目標設定の趣旨

数値目標は、国が定める基本指針に則して策定することとされており、福島町第6期障がい福祉計画及び福島町第2期障がい児福祉計画における実績等を勘案し、福島町第7期障がい福祉計画及び福島町第3期障がい児福祉計画の数値目標を設定します。

2 国の基本指針に定める目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

<第7期計画における目標設定>

福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、グループホームや一般住宅等の地域生活へ移行する人数及び福祉施設入所者の減少数の目標を設定します。

なお、目標値は、受け皿となるグループホーム等の整備状況など、地域の実情や入所者の状況を踏まえ、設定することとします。

項 目	目標値	考 え 方
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	17人	
【目標】 令和8年度末における施設入所からグループホーム等の地域生活への移行者数	2人 11.8%	国の指針：6%以上
令和8年度末の施設入所者数	16人	（A）－（B）
【目標】 令和8年度末における施設入所者の削減数（B）	1人 5.9%	国の指針：5%以上

<第6期計画における状況>

当町における地域生活への移行者数は、令和5年度末時点で移行した者はありません。

一方で、施設移行者数は、令和5年度末で1人減少を目標としており、目標を達成しております。

項 目	目標値	実績 (見込み)	考 え 方
令和元年度末時点の施設入所者数	—	18人	
令和5年度末時点の施設入所者数	17人	17人	
令和5年度末における地域生活移行者数	2人 11.1%	0人 0.0%	国の指針：6%以上
令和5年度末における施設入所者削減数	1人 5.6%	1人 5.6%	国の指針：1.6%以上

（２）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

＜第７期計画における目標設定＞

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けて検討することとします。

精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう切れ目のない支援を行える体制整備を図ります。

＜第６期計画における状況＞

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による圏域における協議の場において検討することとしてきましたが、実施には至っていません。

（３）地域生活支援拠点等有する機能の整備

＜第７期計画における目標設定＞

地域生活支援拠点等の整備については、町単独での整備は困難な状況にありますが、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据えて、当町のみならず渡島西部四町（福島町、松前町、知内町、木古内町）と連携し、地域の実情に合った圏域での整備を検討していきます。

項 目	目標値	考 え 方
地域生活支援拠点の整備	1 箇所	令和 8 年度末の数
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	1 回/年	令和 8 年度末における地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検証回数

＜第６期計画における状況＞

地域生活支援拠点等の整備に関しては、渡島西部四町において、ニーズ調査や先進地の実例紹介、情報交換など取り組みを実施してきましたので、今後も障がいのある方のニーズの把握に努めるとともに、整備に向けての検討を進めていきます。

※地域生活支援拠点とは

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の拠点

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<第7期計画における目標設定>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

項 目		数 値	考 え 方
令和5年度の一般就労への移行者数 (A)		0 人	
【目標】 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労に移行する人数 (B)		3 人 1.28 倍以上	国の指針が定める目標値どおり設定する。
うち、就労移行支援を通じて移行する人数 (C)	うち、就労移行支援を通じて移行する人数 (C)	1 人 1.31 倍以上	
	うち、就労継続支援A型を通じて移行する人数 (D)	1 人 1.29 倍以上	(D) / (A)
	うち、就労継続支援B型を通じて移行する人数 (E)	1 人 1.28 倍以上	(E) / (A)
	【目標】 令和8年度に一般就労に移行する者のうち、就労定着支援を利用する人数 (F)	1 人 7 割以上	国の指針が定める目標値どおり設定する。
			(F) / (A)

<第6期計画における状況>

福祉施設利用者から一般就労への移行者数及び就労定着支援の利用者数は、令和5年度末時点で実績はありませんでした。

項 目	目標値	実 績 (見込)	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数	—	0 人	
令和5年度における一般就労移行者数	3 人	0 人	国の指針：1.27 倍以上
令和5年度における就労定着支援の利用者数	1 人	0 人	国の指針：令和元年度の一般就労移行者の7割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

<第7期計画における目標設定>

障がい児については、児童とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供するための体制の構築を図ることが重要です。そのため、障がい児支援の提供体制等について、現状では当町単独での整備は困難な状況であることから目標設定はしないこととし、引き続き、圏域における体制の構築等を検討します。

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに各市町村又は各圏域1カ所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。
- ②令和8年度末までに各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。
- ③医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに各都道府県及び、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項 目	現 状
児童発達支援センターの設置	圏域内に設置済み
重度心身障がい児支援事業所	圏域内に設置済み
医療的ケア児関係機関の協議の場の設置	圏域内に設置済み
医療的ケア児コーディネーター	圏域内に配置済み

（６）相談支援体制の充実・強化等

＜第７期計画における目標設定＞

国の基本指針では、令和８年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援の体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの枠割を担う基幹相談支援センターを設置（各圏域での設置を含む）するとともに、基幹系相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とするとされております。

当町においては、地域の実情などを勘案すると町単独での設置は難しい状況にあることから、圏域における設置を基本的な考え方として検討を進めることとします。なお、基幹系相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制に努めることを目標とします。

国の基本方針	目 標
基幹系相談支援センターの設置	令和８年度末までに設置

＜第６期計画における状況＞

町単独での基幹系相談支援センターの設置を検討することとしてきましたが、実施には至っていません。

町の相談窓口を中心に、様々な障がい種別やニーズに対応できる相談支援に取むことができたため、今後も関係機関との連携・強化を図っていきます。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＜第７期計画における目標設定＞

多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等の質を向上させる取組を検討します。

国の基本方針	目 標
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	令和８年度末までに１名以上研修に参加する
障がい者自立支援審査支払等システムの審査結果を関係機関と共有する体制の有無	令和８年度末までに体制を構築する
指導監査結果の関係市町村との共有	令和８年度末までに１回以上実施する

＜第６期計画における状況＞

毎年度、北海道が主催する障害支援区分認定調査員研修会に参加しております。

障がい者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析・活用及び指導監査結果の関係市町村との共有を目標にしておりましたが、実現には至っておりません。

第7章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

障がい福祉サービス及び相談支援事業の種類ごとの必要なサービス量について、利用実績等を勘案のうえ、各年度における見込量を設定しその確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス種類	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助や外出時の移動支援等を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動する際に危険を回避するための援助や外出時の移動の補助等を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス

【見込量】

サービス種類	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	8	8	8
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり多様なニーズが想定されます。今後もサービスの提供体制の確保やサービスの質の向上に努めながら利用促進を図ります。

（２）日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス種類	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援や創作的活動等の機会を提供するサービス
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援（Ａ型） 【雇用型】	一般企業等での就労が困難な方等に対し、雇用契約に基づき就労機会の提供や必要な知識・能力の向上のための訓練等、就労に向けた支援を提供するサービス
就労継続支援（Ｂ型） 【非雇用型】	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を提供するサービス
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
短期入所	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行うサービス

【見込量】

サービス種類	単 位	第 6 期計画（実績）			第 7 期計画		
		3 年度	4 年度	5 年度 (見込)	6 年度	7 年度	8 年度
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5
生活介護	人/月	27	26	26	25	26	26
	時間/月	594	572	572	550	572	572
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	1	0	0	0
	人日/月	22	22	22	0	0	0
就労移行支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	22
就労継続支援 A 型	人	0	0	0	1	1	2
	人日/月	0	0	0	22	22	44
就労継続支援 B 型	人	8	7	8	9	10	10
	人日/月	148	129	129	198	220	220
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	22
短期入所	人	0	0	0	1	1	1
	日/月	0	0	0	8	8	8

【見込量確保の方策】

療養介護については、現在の入所者が引き続き現在の施設や医療機関を利用することが見込まれます。

生活介護及び就労継続支援 B 型のサービスは利用希望が高い状況にあるため、今後も希望するサービスが適切に利用できるよう、事業所等と調整を図っていきます。

短期入所については、緊急時の対応や介護者のレスパイト（休息）としての機能も有していることから、利用を希望する時に利用できるようサービス基盤の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス種類	内 容
自立生活援助	施設入所又はグループホームに入居していた方や精神科病院等を退院した方が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス

【見込量】

サービス種類	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	22	19	18	21	22	23
施設入所支援	人/月	18	18	17	18	17	16

【見込量確保の方策】

入所施設等から地域生活への移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいを確保することが重要です。

施設入所支援に関しては、現在、入所されている方の現況把握に努め、真に入所を必要とする方の入所を支援していきます。

(4) 相談支援

【サービス概要】

サービス種類	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービス
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービス
地域定着支援	居宅において、単身のために地域生活が不安定な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について相談や訪問等を行うサービス

【見込量】

サービス種類	単位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人/月	4	5	5	4	4	4
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

【見込量確保の方策】

計画相談支援は、現在は町内外の事業所を利用することでサービス量を確保しています。今後も一人ひとりの状況に応じたサービス利用計画の作成及び見直しが行われるよう指定相談支援事業者との連携を図ります。

また、地域移行支援は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の方が地域生活を始める上で重要なサービスのひとつであり、退所または退院した方や地域生活が不安定な方が地域生活を継続する上で重要なサービスである地域定着支援とあわせて、サービスが提供できるよう、相談支援事業所等と支援体制の整備と充実を図ります。

（５）障害児通所支援等（児童発達支援、障害児相談支援）

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、各年度における見込みを設定します。

【サービス概要】

サービス種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
放課後デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービス
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス
障がい児相談支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス

【見込量】

サービス種類	単位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人/月	0	0	0	2	2	2
	回/月	0	0	0	3	3	3
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0	1	1	1
	回/月	4	6	0	8	8	8
放課後デイサービス	人/月	1	1	1	1	2	2
	回/月	11	9	8	15	15	15
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/年	2	2	2	0	0	0

【見込量確保の方策】

児童発達支援については、児童の特性に合った適正な支援として、今後も児童発達支援事業所のサービスにつないでいくため、放課後等デイサービスと同様に需要が見込まれることから、関係機関と連携しサービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。

医療的ケア児や重症心身障がい児が利用する医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用実績の見込みがあった場合には、利用者のニーズを把握し適正なサービスの提供が確保できるよう圏域において関係事業所と調整を図ります。

障害児相談支援は、今後も利用者に対する適切なサービス利用計画の作成やモニタリング等が充実し実施されるよう努めます。

（6）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステムです。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等関係者による協議の場を設け、地域包括ケアシステム構築における目標を設定し、その評価を行うことにより重層的な支援体制を構築することが重要とされています。

【見込量】

サービス内容	単位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
協議の場の開催回数	回数	0	0	0	0	0	1
関係者の参加者数	人	0	0	0	0	0	10
目標設定及び評価の実施回数	回数	0	0	0	0	0	1

【見込量確保の方策】

保健、医療、福祉、介護及び家族等を参加者とした協議の場を設けて、地域課題の抽出や対応を検討します。

②精神障がい者の各種障がいサービス見込数

精神病床から退院した精神障がい者の地域生活移行は、精神科病院だけでは限界があることから、自治体等の支援が必要になります。地域包括ケアシステムを構築するにあっても、精神障がい者が地域で自分らしい暮らしを送れるよう対応する必要があります。

各障がいサービスの見込量について、精神障がい者にあたる者を再掲したものです。

この見込量を勘案しながら、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するものです。

【見込量】

サービス内容	単位	第6期計画（実績）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	3	3	3	3	3	3
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

精神障害者の地域移行を支援するため、地域移行後の生活を支援するための利用を見込みます。

2 地域生活支援事業のサービス見込量

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により「地域生活支援事業」を計画的に実施します。

町では、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、以下の事業を効率的・効果的に実施することにより、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

【サービス概要】

サービス種類	内 容
(1) 成年後見制度利用支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行うものです。 また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でなく日常生活を営むのに支障がある方を対象に、成年後見制度の利用について必要な費用のすべてまたは一部の支援を行うものです。
(2) 意志疎通支援事業	聴覚障がいなどのため意志疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話通訳者の派遣などによる支援を行います。
(3) 日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、当該用具を必要とする障がいのある人を対象に、日常生活用具の給付または貸与を行うものです。
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、社会参加等の外出時の移動を支援することで地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。
(5) 日中一時支援事業	障がいのある方で日中における介護者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援の必要がある方を対象に、日中における活動の場を提供し、日常的な訓練及び介護者の負担軽減を図ります。
(6) 地域活動支援センター事業	障がいのある方を対象に、創作的活動、生産活動の機会の提供など、日中における活動の場を提供することで地域社会との交流促進等を行います。

【各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量】

サービス内容	第6期計画（実績）			第7期計画			実施に関する考え方
	3年度	4年度	5年度（見込）	6年度	7年度	8年度	
(1) 成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件	制度の申立費用、後見人等の報酬を助成する
(2) 意思疎通支援事業	0回	0回	0回	1回	1回	1回	手話通訳者・要約筆記者への依頼
(3) 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件	特殊マット等の給付
自立生活支援用具	0件	0件	1件	1件	1件	1件	移動・移乗支援用具等の給付
在宅療養等支援用具	2件	0件	0件	0件	0件	0件	ネブライザー等の給付
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	0件	1件	1件	1件	情報・通信支援用具等の給付
排泄管理支援用具	72件	96件	108件	108件	108件	108件	ストマ用装具等の給付
住宅改修費	0件	0件	0件	1件	1件	1件	住宅改修費の助成
(4) 移動支援事業	0人	0人	0人		1人	1人	1人
	—	—	—		18時間	18時間	18時間
(5) 日中一時支援事業	0人	0人	0人		1人	1人	1人
	—	—	—		6時間	6時間	6時間
(6) 地域活動支援センター	0人	0人	0人		1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、適切な障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が欠かせないものとなります。関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた適切な福祉サービスの利用援助ができるよう、相談支援体制の整備を図ります。

「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」などについては、必要とされる方への事業の周知に努めます。

3 その他障がい福祉サービスの見込量等

障がいのある方の経済的負担を軽減するため、北海道の補助金を活用しながら事業を実施します。

(1) 重度心身障がい者医療費助成事業

重度心身障がい者を対象に、医療費による経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の助成を行うものです。(所得制限あり)

- ・対象者～身体障害者手帳1～2級及び3級の内部障害、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・助成額～初診時一部負担金(町民税非課税世帯)、1割負担(町民税課税世帯)を超えた金額を助成。ただし、18歳未満については全額助成。

【見込量】

サービス内容	単位	第6期計画(実績)			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度
医療費の助成	人	129	111	99	120	120	120

(2) 重度心身障がい者等タクシー料金助成事業

重度心身障がい者を対象に、通院等交通費の経済的負担を軽減し、外出の機会が促進されるようタクシー料金料金の助成を行うものです。(所得制限なし)

- ・対象者～身体障害者手帳の下肢・体幹障害1～3級、視覚障害1～2級、内部障害1級、療育手帳A判定の方
- ・助成額～年36回を上限にチケットを交付し、タクシー料金の基本料金(初乗り料金)を助成する。

【見込量】

サービス内容	単位	第6期計画(実績)			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度(見込)	6年度	7年度	8年度
タクシー料金の助成	人	42	42	42	45	45	45

第8章 計画の推進に向けて

1 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、今後の国の制度改正の動向などを的確に把握し、本計画の推進に活かしていくとともに、多様化する障がい者制度にも適切に対応できるよう、関係機関との連携を深め、相談支援体制の充実に努めます。

また、近隣町等との連携を図りながら、サービスの確保と充実に努めます。

2 計画の点検・評価

本計画は、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等達成状況を把握し、着実な進行管理を行います。また、計画の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況・取組・課題について自立支援協議会との効果的な連携や幅広い意見交換を図る体制づくりを進め、計画推進等に反映するとともに着実な目標達成に努めます。

参考資料

障がい福祉に係る計画の策定に向けた アンケート調査結果

障がい福祉に係る計画の策定に向けたアンケート調査結果

1. 調査概要

本計画策定にあたり、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料として利用するためアンケート調査を実施しました。

2. 調査方法

令和6年1月1日現在、福島町在住及び福島町で援護している障がい児者160人を障がい者台帳から単純無作為抽出（抽出率約50%）

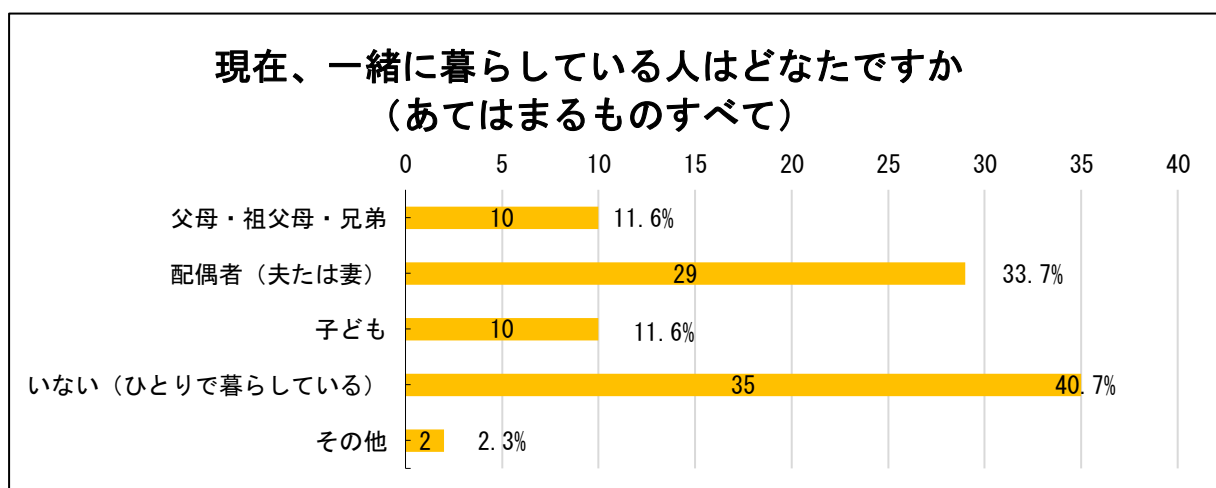
3. 回収状況

区 分	対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	239 人	120 人	65 人	54.2%
知的障がい者	54 人	30 人	16 人	50.0%
精神障がい者	23 人	10 人	4 人	40.0%
全 体	316 人	160 人	83 人	51.3%

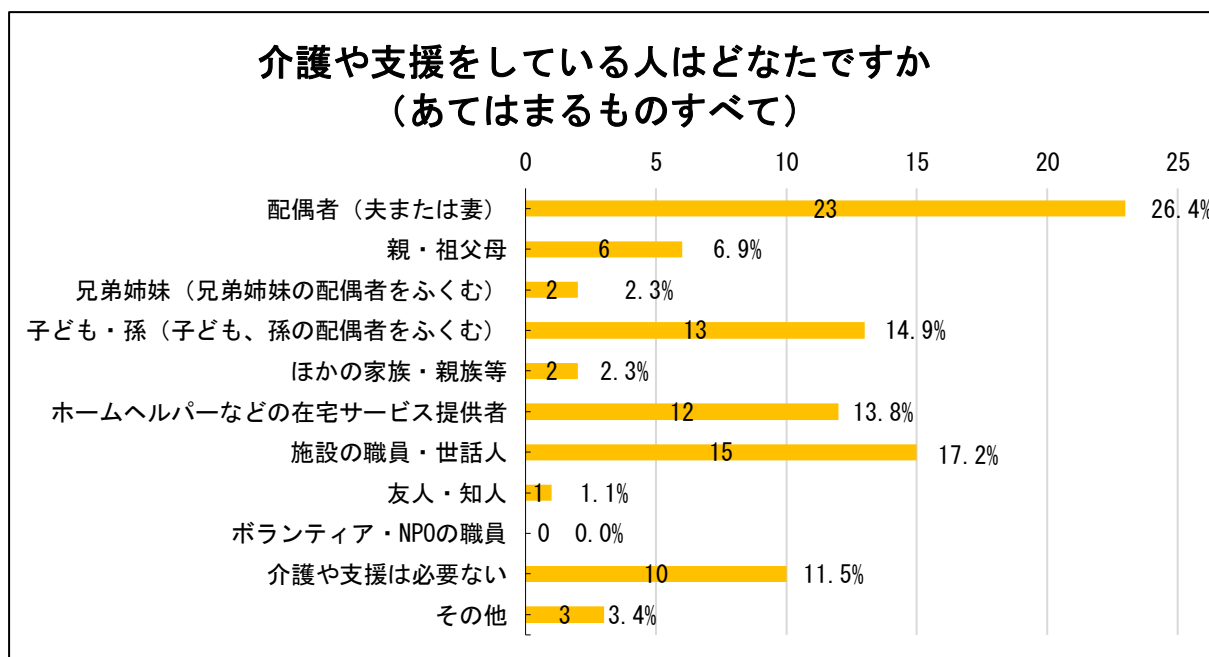
4. アンケート回答

（1）家族構成、介護・支援について

「現在、一緒に暮らしている人はどなたですか（あてはまるものすべて）」の問いには、83名が回答し、「いない（ひとりで暮らしている）」が最も多く35名（40.7%）を占めており、次いで「配偶者（夫または妻）」が29名（33.7%）となっております。

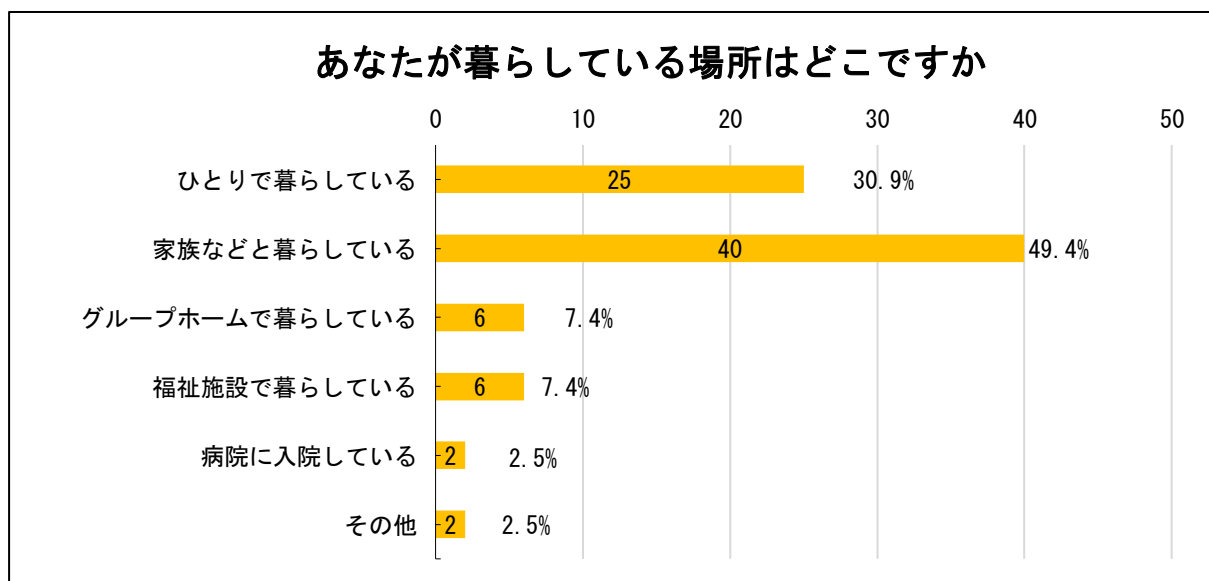


「介護・支援しているのはどなたですか（あてはまるものすべて）」の問いには、「配偶者（夫または妻）」が最も多く 23 名（26.4%）、次いで「施設の職員・世話人」が 15 名（17.2%）となっております。

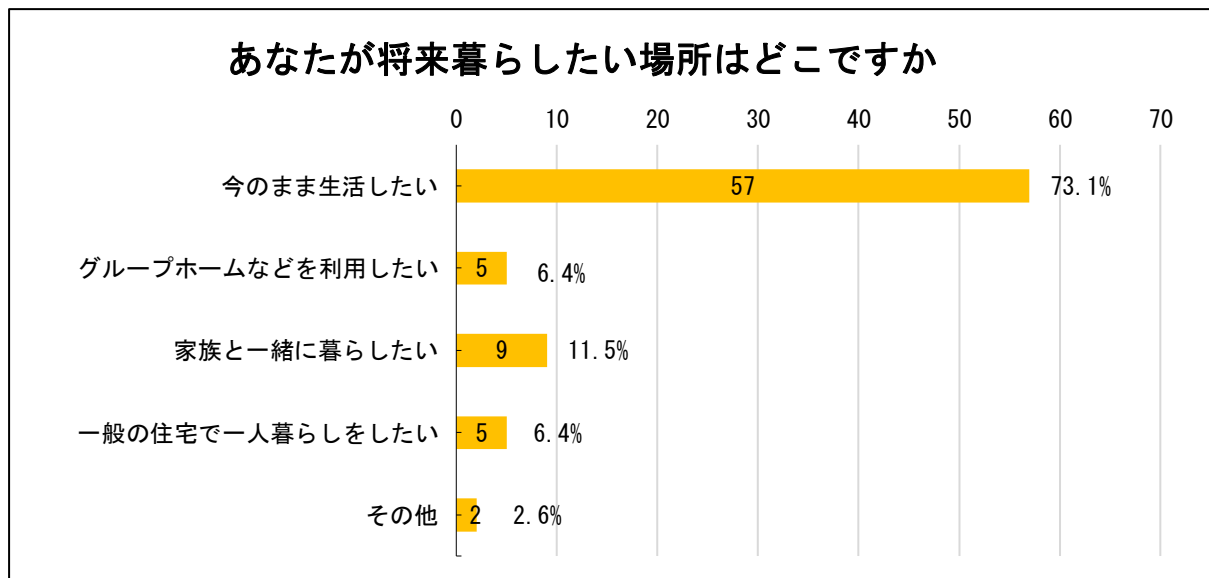


（３）現在の生活について

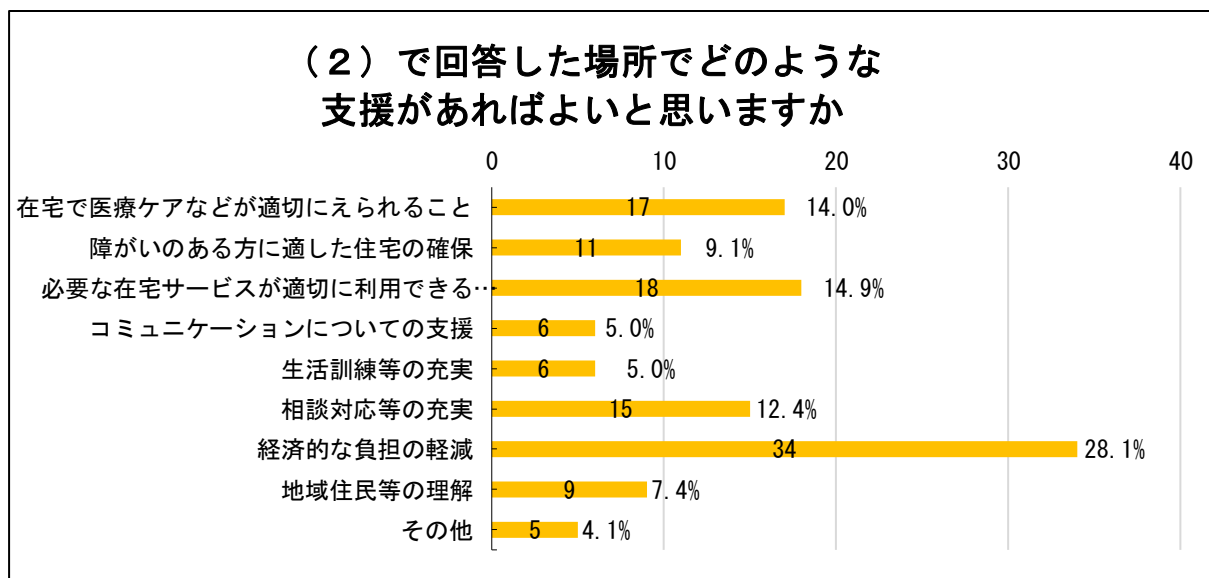
「あなたが暮らしている場所はどこですか」の問いには 81 名が回答し、「家族などと暮らしている」が最も多く 40 名（51.9%）を占めており、次いで「ひとりで暮らしている」が 25 名（32.5%）となっております。



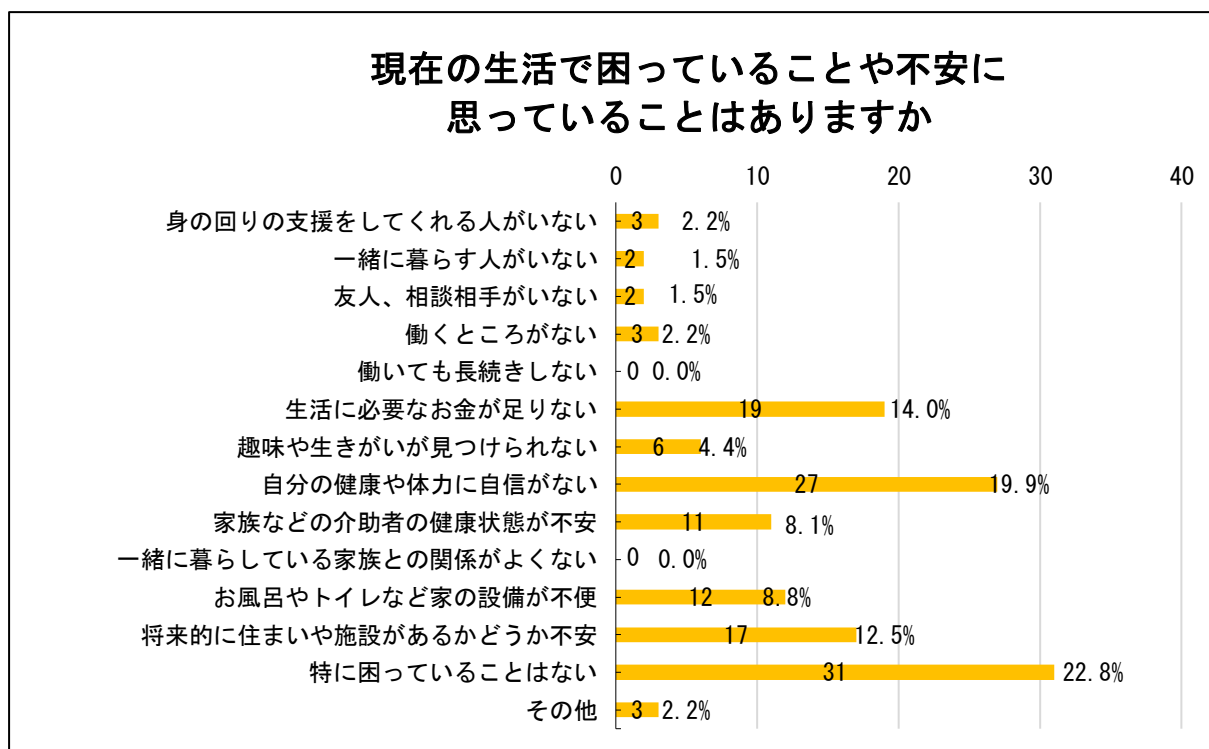
「あなたが将来暮らしたい場所はどこですか」の問いには78名が回答し、「今のまま生活したい」が57名（80.3%）を占めており、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が9名（12.7%）となっております。



「あなたが将来暮らしたい場所はどこですか」で回答した場所でくらすために、どのような支援があればよいと思いますか（あてはまるものすべて）の問いには83名が回答し、「経済的な負担の軽減」が34名（28.1%）を占めており、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が18名（14.9%）となっております。

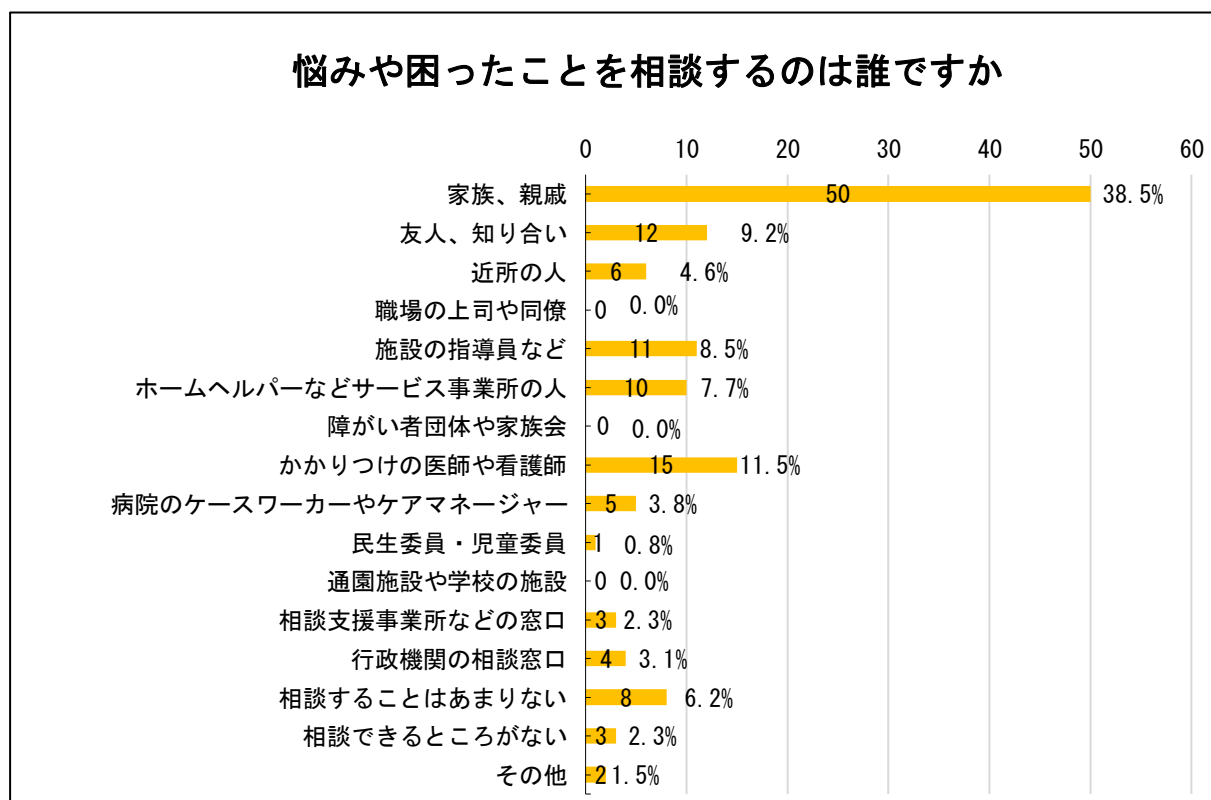


「あなたは現在の生活で困っていることや不安に思っていることがあります（あてはまるものすべて）」の問いには「特に困っていることはない」が最も多く 31 名（22.8%）、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が 27 名（19.9%）、となっております。

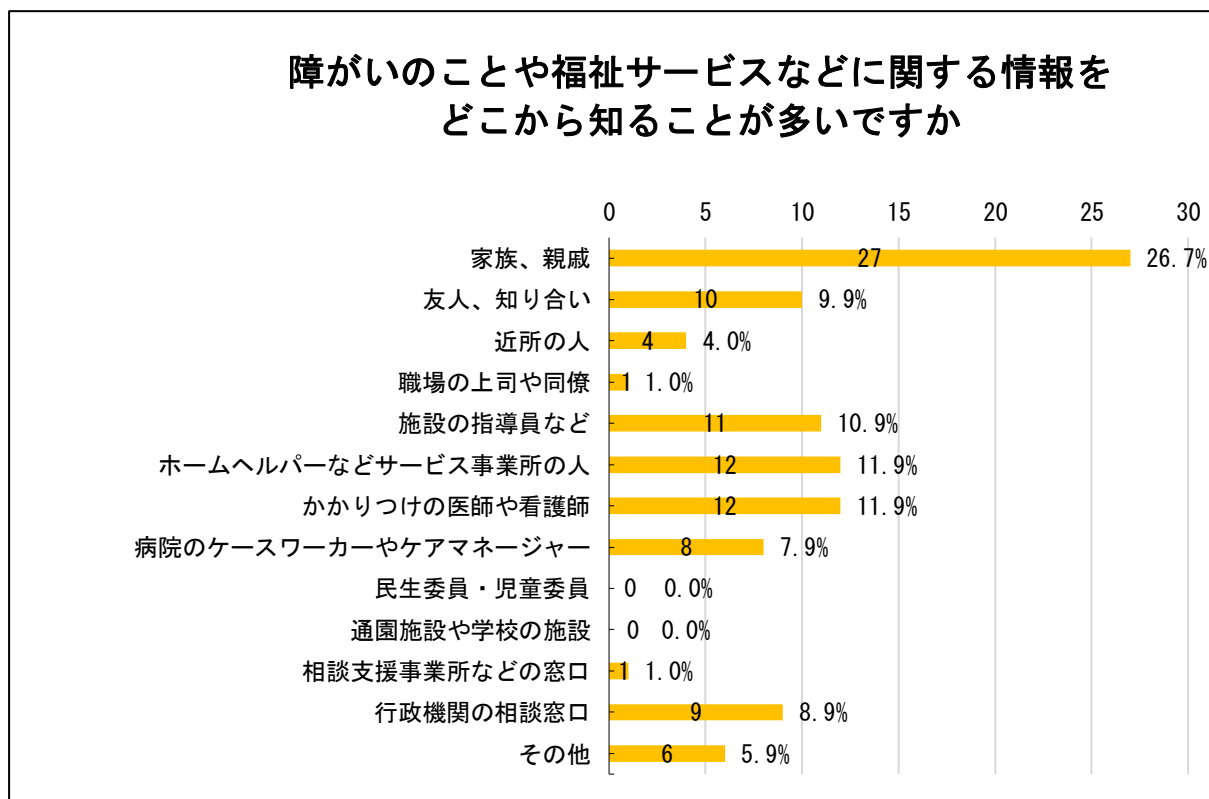


（４）相談・情報について

「あなたが悩みや困ったことを相談するのは誰ですか（あてはまるものすべて）」の問いには「家族、親戚」が最も多く 50 名（73.5%）を占めており、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 15 名（22.1%）となっております。

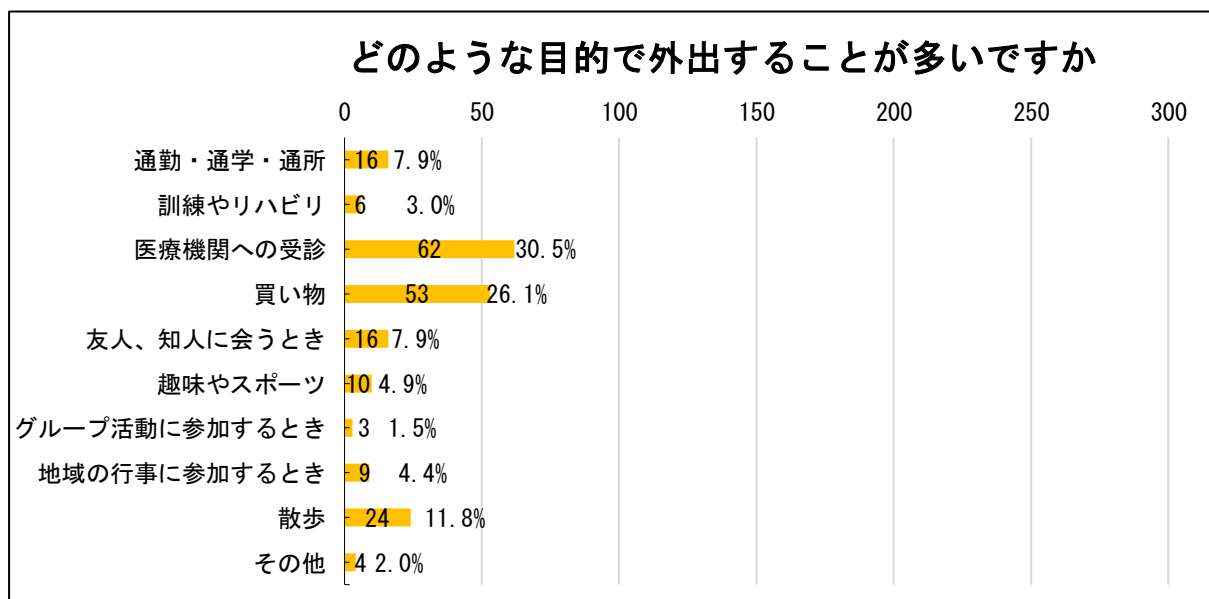


「あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか（あてはまるものすべて）」の問いには「家族、親戚」が最も多く 27 名（31.4%）を占めており、次いで「ホームヘルパーなどのサービス事業所の人」・「かかりつけの医師や看護師」が同じく 12 名（14%）となっております。

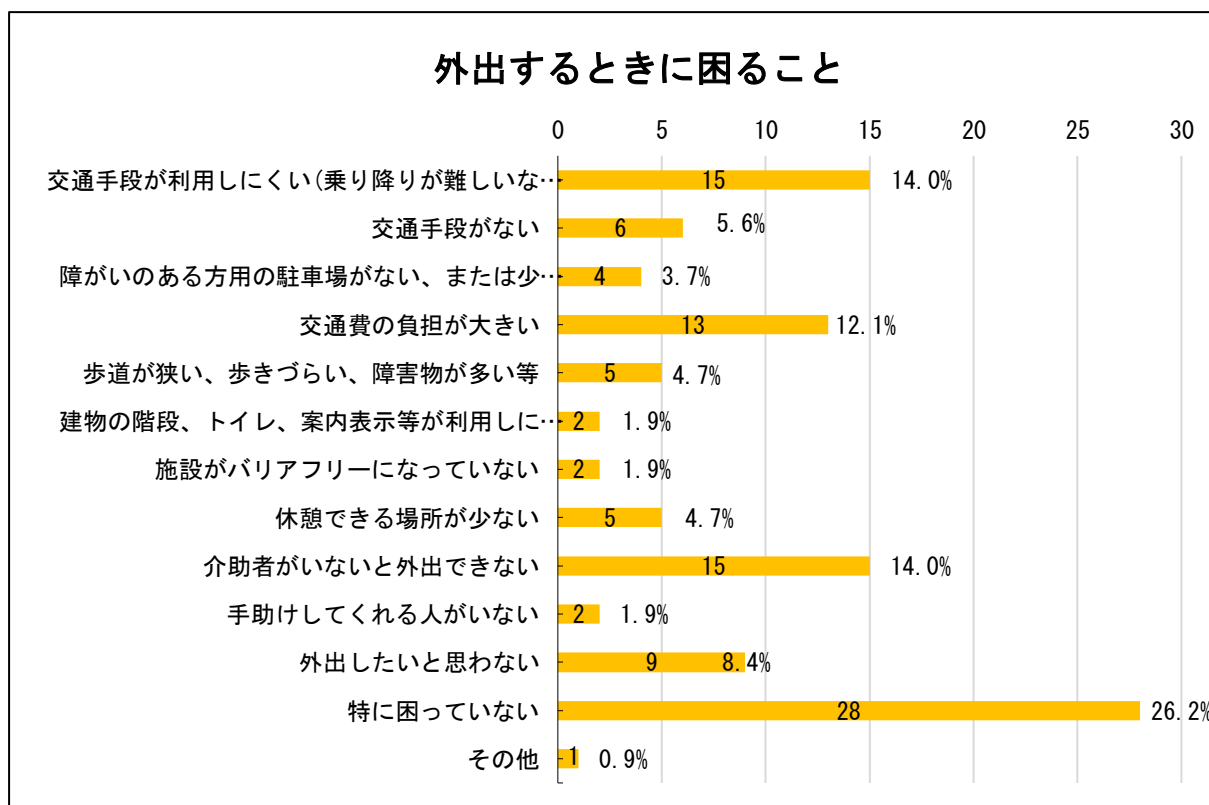


（５）外出について

「あなたはどのような目的で外出することが多いですか（あてはまるものすべて）」の問いには「医療機関への受診」が最も多く 62 名（30.5%）、次いで「買い物」が 53 名（26.1%）となっております。

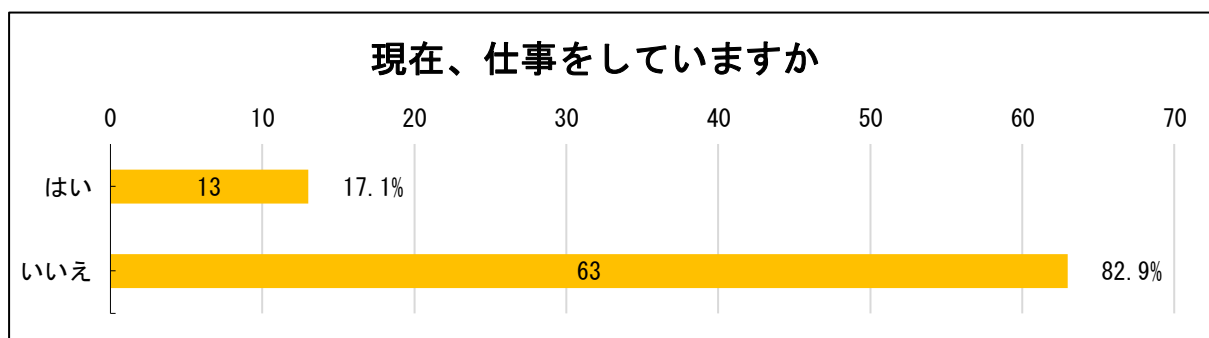


「あなたが外出する時に困ることはなんですか（あてはまるものすべて）」の問いには「特に困っていない」が最も多く 28 名（26.2%）、次いで「交通手段が利用しにくい」・「介助者がいないと外出できない」が同じく 15 名（14%）となっております。

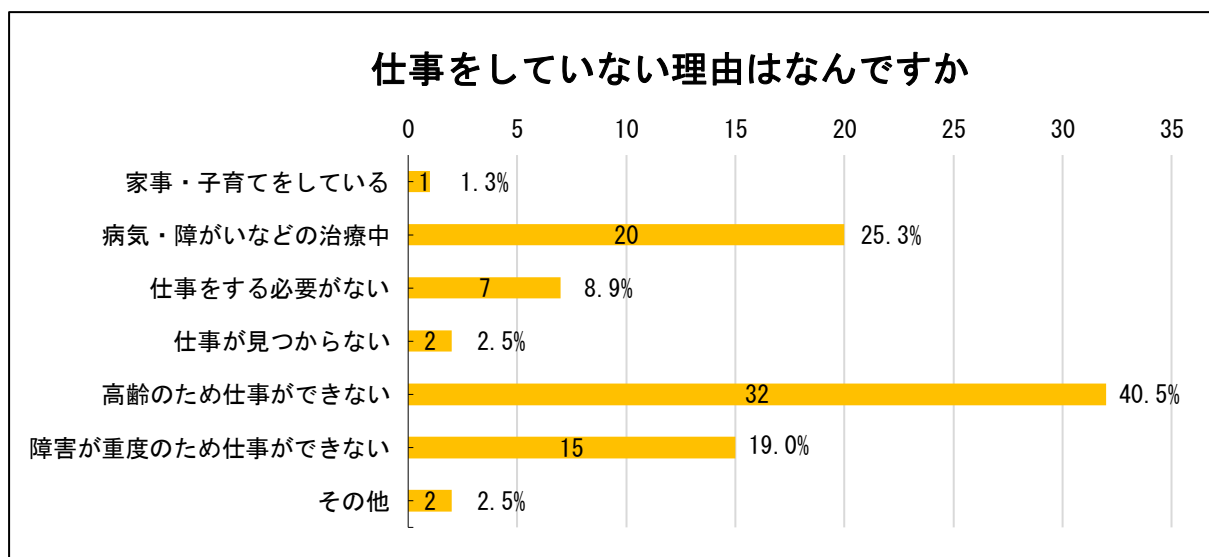


(6) 仕事について

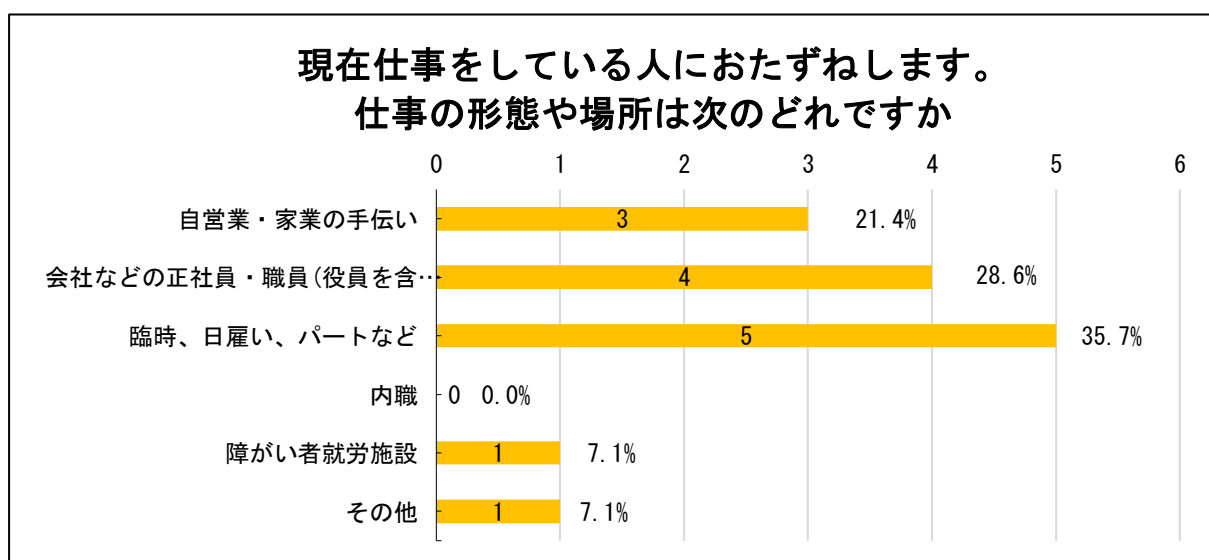
「現在、仕事をしていますか」の問いには 76 名が回答し、「いいえ」が 63 名（82.9%）で、「はい」が 13 名（17.1%）となっております。



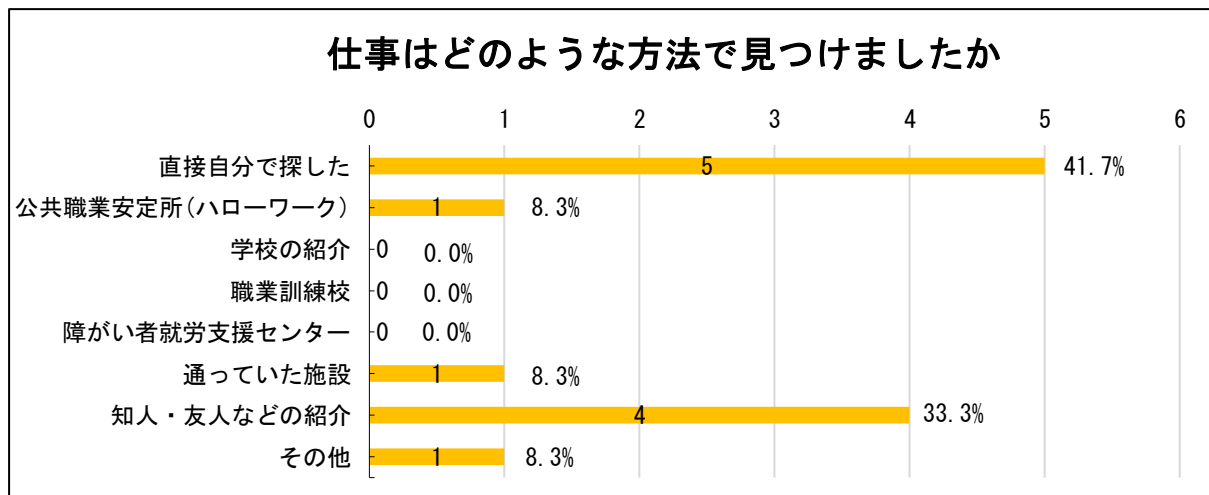
仕事をしていないと回答した方へ「仕事をしていない理由は何ですか」の問いには「高齢の仕事ができない」が最も多く 32 名（40.5%）で次いで「病気・障がいなどの治療中」が 20 名（25.3%）となっております。



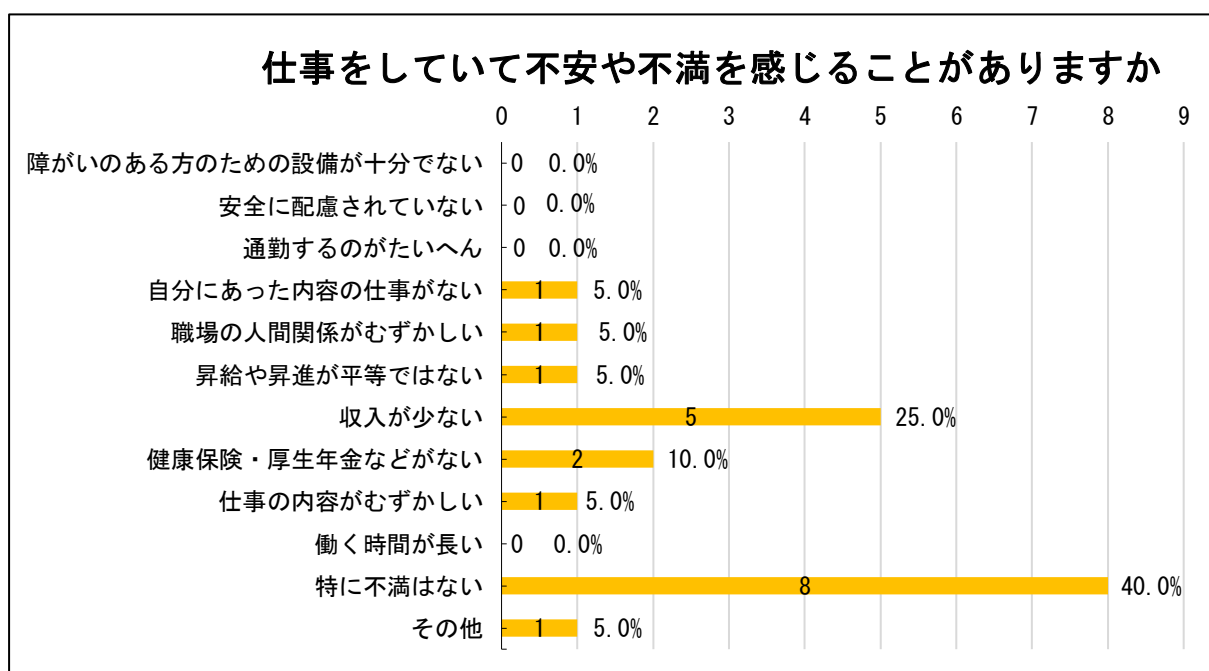
現在、仕事をしていると回答した方へ「仕事の形態や場所は次のどれですか（あてはまるものすべて）」の問いには「臨時、日雇い、パートなど」が最も多く 5 名（35.7%）、次いで「会社などの正社員・職員（役員を含む）」が 4 名（28.6%）となっております。



「仕事はどのような方法で見つけましたか」の問いには12名が回答し、「直接自分で探した」が最も多く5名（41.7%）、次いで「知人・友人などの紹介」が4名（33.3%）となっております。

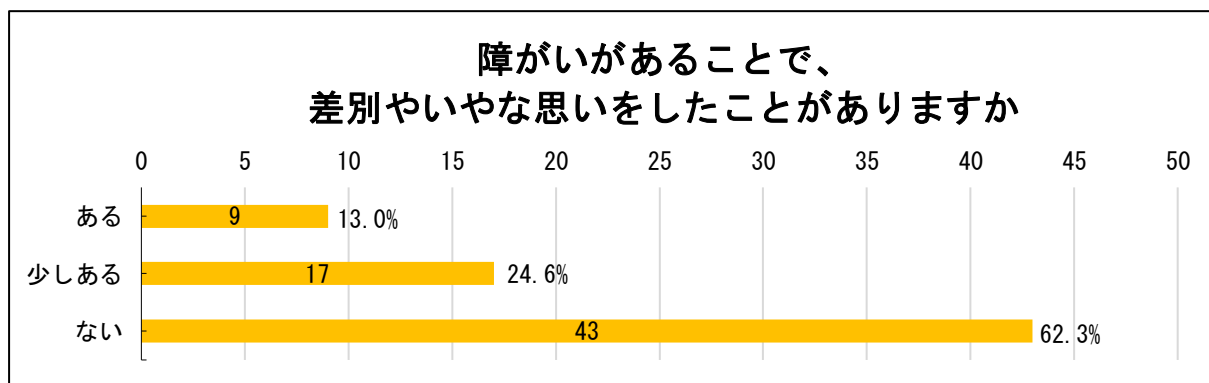


「仕事をしていて不安や不満を感じることがありますか（あてはまるものすべて）」の問いには「特に不満はない」が最も多く8名（40%）、次いで「収入が少ない」が5名（25%）となっております。

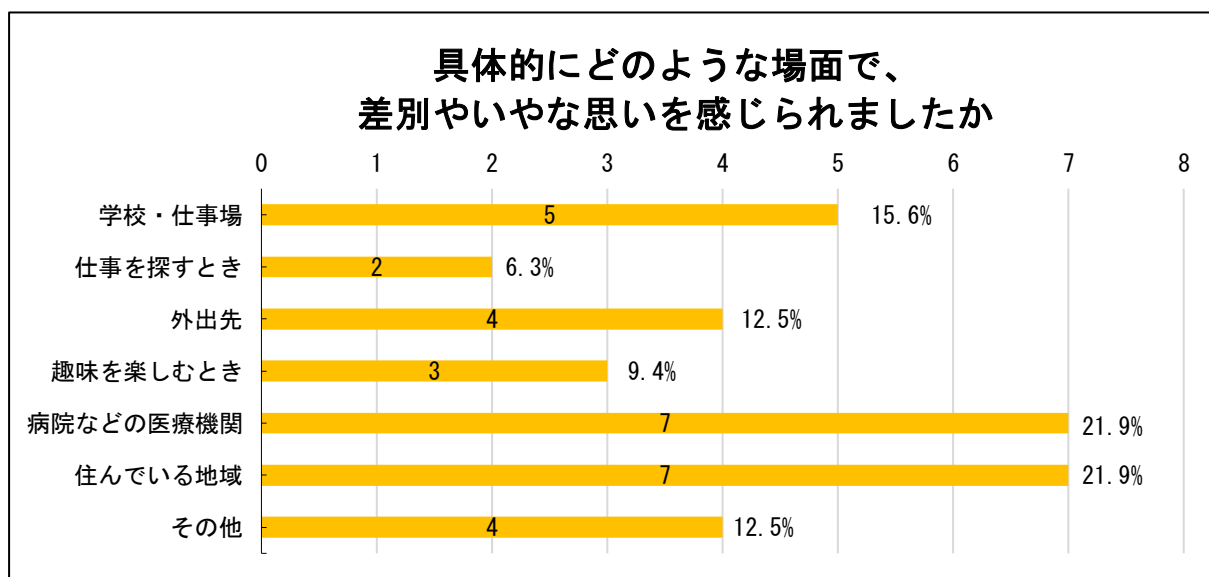


(7) 権利擁護について

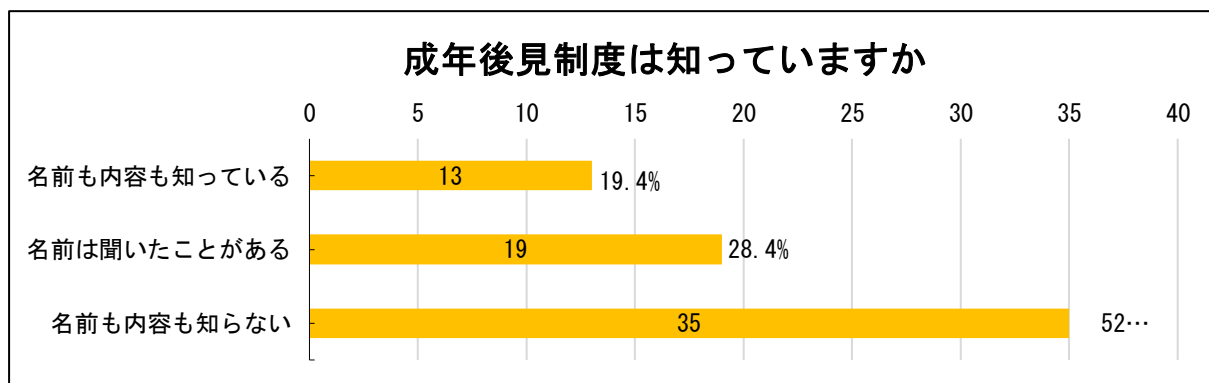
「障がいがあることで、差別やいやな思いをしたことがありますか」の問いには69名が回答し、「ない」が最も多く43名(62.3%)、次いで「少しある」が17名(24.6%)となっております。



障がいがあることで、差別やいやな思いをしたことが「ある」または「少しある」と回答した方へ、「具体的にどのような場面で、差別やいやな思いを感じられましたか」の問いには32名が回答し、「病院などの医療機関」・「住んでいる地域」が同じく最も多く7名(21.9%)、次いで「学校・仕事場」が5名(15.6%)となっております。

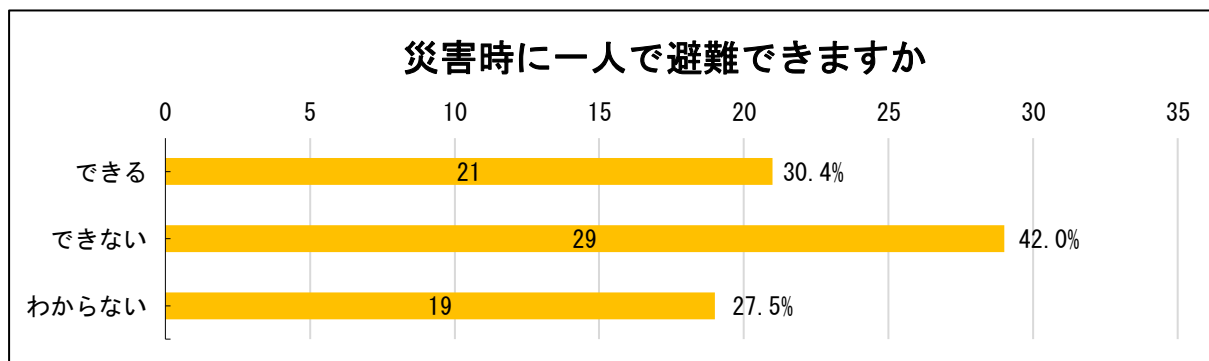


「成年後見制度は知っていますか」の問いには67名が回答し、「名前も内容も知らない」が最も多く35名（52.2%）、次いで「名前は聞いたことがある」が19名（28.4%）となっております。



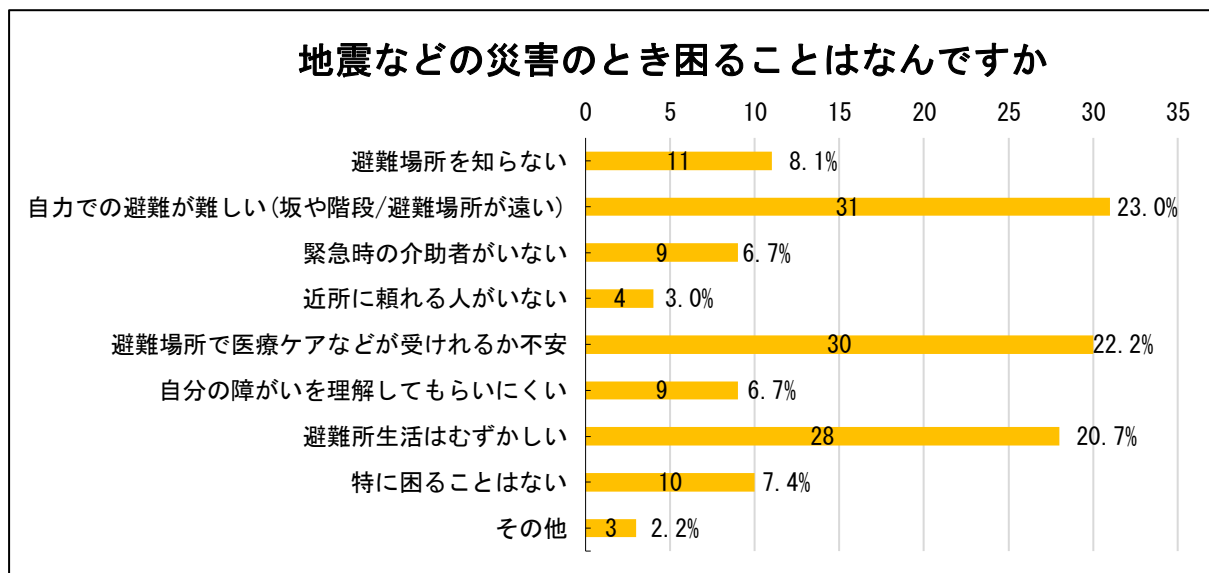
（８）災害時のことについて

「あなたは火事や地震などの災害時に一人で避難できますか」の問いには69名が回答し、「できない」が最も多く29名（42%）、次いで「できる」が21名（30.4%）となっております。

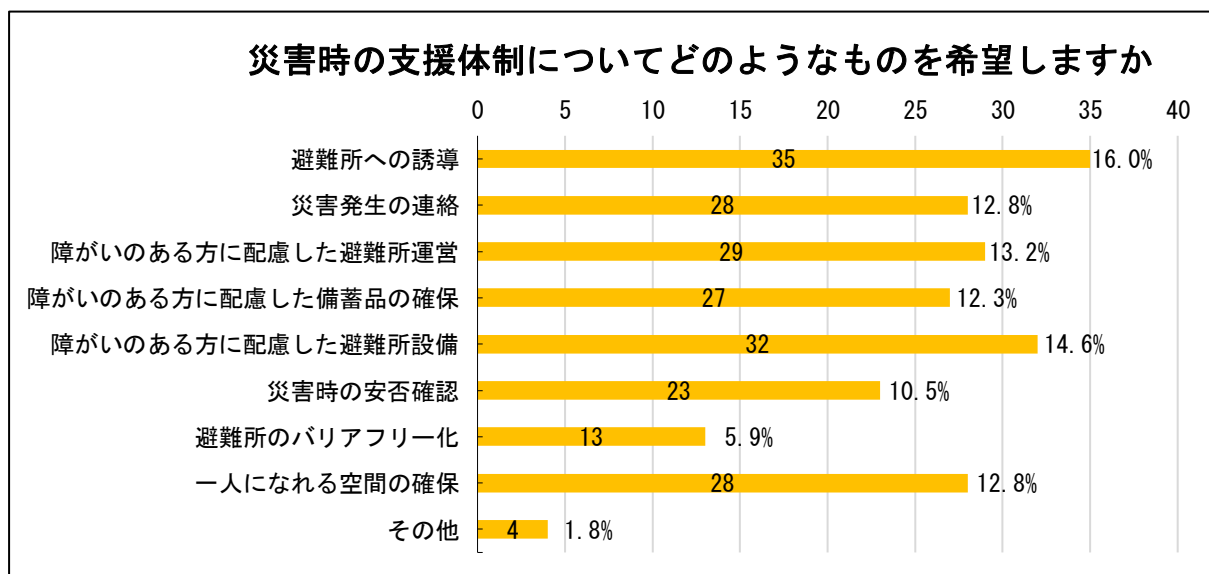


「地震などの災害のとき困ることはなんですか」の問いには本来複数回答ではなかったのですが複数回答が多くなっております。

「自力での避難が難しい（坂や階段がある、避難場所が遠い）」が最も多く 31 名（23%）、次いで「避難場所に必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」が 30 名（22.2%）となっております。



「災害時の支援体制についてどのようなものを希望しますか（あてはまるものすべて）」の問いには「避難所への誘導」が最も多く 35 名（16%）、次いで「障がいのある方に配慮した避難所設備」が 32 名（14.6%）となっております。



第 1 期福島町障がい福祉プラン

福島町障がい者福祉計画（第 4 期）
障がい者福祉計画（第 7 期）
障がい児福祉計画（第 3 期）

令和 6 年 3 月

発行：福 島 町（福祉課）

住所 松前郡福島町字福島 820 番地

電話 0139-47-4682（直通）